

# 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和3年度実施状況【資料編】

<p><b>目標Ⅰ</b> 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する</p> <p>(1) 子どもの権利に関する理解促進…………… 1</p> <p>(2) 子どもの意見表明・参加の促進…………… 1</p> <p>(3) 子どもの居場所・活動の充実…………… 2</p> <p>(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済…………… 4</p> <p><b>目標Ⅱ</b> 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する</p> <p>(1) 子どもや家庭への医療・健康支援…………… 6</p> <p>(2) 子育て家庭への支援…………… 8</p> <p><b>目標Ⅲ</b> 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する</p> <p>(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実…………… 10</p> <p>(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備…………… 13</p> <p>(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援…………… 13</p>	<p><b>目標Ⅳ</b> 若者の自立と社会参加を支援する</p> <p>(1) 若者の自立支援…………… 14</p> <p>(2) 若者の参加支援…………… 16</p> <p><b>目標Ⅴ</b> それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する</p> <p>(1) 状況に応じた支援…………… 17</p> <p>(2) 相談体制の充実と情報発信…………… 23</p> <p><b>目標Ⅵ</b> 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する</p> <p>(1) 地域の力の活用…………… 26</p> <p>(2) 安全・安心な社会環境の整備…………… 28</p> <p>(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり…………… 30</p>
--	---

(注釈)

- 重点事業は薄橙色で網掛け表示
- 新規事業は薄黄色で網掛け表示
- 終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【I】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ					
													令和2年度実績【I】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【I】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																								
(1) 子ども権利に関する理解促進																								
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類			リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施	-	学習用パンフレットの作成	既存のリーフレット2種類を区分小中学校にて配布するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習用パンフレットを作成した。	B	令和3年度以降は子どもの権利条例周知用パンフレットの作成を予定しているが、新たな普及啓発ツールについて検討する。	周知用パンフレットの作成をする。	A	令和4年度以降は新し改訂した周知用パンフレットを区内の小中学生に配布した後、新たな普及啓発ツールを作成する。	不要	-	-	
			計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく暮らす機会をつくり、子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上を図ります。			継続実施	-	広報誌にて「子ども月間」の周知した。	広報紙にて「子ども月間」の周知した。	B	「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。	広報誌にて「子ども月間」の周知した。	B	「子ども月間」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、子どもたちに様々な体験ができる機会を提供する。さらに、「子ども月間」の周知のための媒体を増やす。					
			重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課 指導課	子どもに関するおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	①1回【5回】 ②0回【5回】 ③0回【2回】	職員研修は小規模で開催、その他は新型コロナウイルスを視野に入れた上で、まずは集まることを避けるため、実施せず。	C	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。	①4回【5回】 ②1回【5回】 ③0回【2回】	子ども若者課 出前講座は、人権教育推進課と連携して実施した。また、ファミリーサポートセンターで援助会員に向けて講座を行った。指導課「豊島区子どもの権利条例」に関する内容を取り入れた研修を実施した。	C	指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。子ども若者課 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。	不要	-	-	
			計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課 指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数		毎年小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	0校【3校】	教育委員会と連携の上、子どもの権利擁護委員出張講座やCAPプログラム等の権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。	C	講師派遣や民間団体等の出張講座やCAPプログラム等の権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施する。	B	作成したメニューを4月の校長会にかけ、アンケートを実施し、希望校には実施する流れを確立する。						
			計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な職力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	継続実施		数値維持継続型		レミダワークショップ1回 CAPプログラム1回【1回】	レミダワークショップ1回 CAPプログラム2回【2回】	コロナ禍でそれぞれ1回ずつとなったが、感染防止対策を講じながら実施した。	B	感染症対策とより効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ1回 CAPプログラム2回【2回】	コロナ禍のため、レミダワークショップの実施が1回中止となったが、感染防止対策を講じながら実施した。	B	感染症対策とより効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	不要	-	-
(2) 子どもの意見表明・参加の促進																								
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づき「としま子ども会議」として、区内の小・中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①4人【20人】 ②0件【1件】	7月～11月にかけて全6回会議を実施し、12月に意見発表会を開催した。会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。	C	子ども会議の参加者数向上のために、区分小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配布し事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や思いを区の施策に繋げられるよう、会議の初めに基本計画担当者から区の施策や取組についての講演を実施	①16人【15人】 ②0件【1件】	会議6回、意見発表会1回を開催。コロナ対策を講じた上で、対面のワークショップ形式で実施した。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらって議論を深めることができた。	B	区分小中学校、区内高等学校の児童・生徒向けに募集用チラシを配布し、事業の広報・周知に努めるとともに、定員の拡大を図る。引き続き、関係部署の職員をファシリテーターに迎え、活発な話し合いができるようにアシストしていく。	不要	-	-	
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもの対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数		30人	数値維持継続型	30人【30人】	新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、通年実施はせず、12月にオンラインで実施した。	C	立教大学との連携により実施する。	30人【30人】	区長とティータイム(立教大学共催)：11/14開催 区長を始めとする行政関係者や区議会議員とテーブルを囲み、自分たちの意見を伝えたり、質問に答えてもらう事業を実施した。	A	立教大学との連携により実施する。				
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	子どもスキャップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	利用者会議開催回数		55回	数値上昇型	44回【44回】	全スキャップで利用者会議の開催。会議で出された意見は施設の運営に反映した。	B	利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させる。	<中高生センター> 35回【36回】 <子どもスキャップ> 42回【44回】	<中高生センター> 35回【36回】 <子どもスキャップ> 42回【44回】	<中高生センター> 35回【36回】 <子どもスキャップ> 42回【44回】	B	<中高生センター>引き続き月1～2回開催し、日常やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させる。 <子どもスキャップ>利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させる。			
			計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動を取ります。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりや参加促進の支援を行います。	参加者数		160人	数値維持継続型	81人【160人】	(ジャンプ東池袋) コロナ感染症の影響により、中高生が自主的な活動として地域の協力のもと計画したイベントが中止となった。(ジャンプ長崎) 委託事業者のコーディネートにより、ジャンプ利用者の中高生自らが地域団体等の協力のもと、区民ひろば等でのボランティア活動やトキワ荘ミュージアム紹介動画制作を行った。	C	中高生が興味があり得意なジャンルで自主的に力を発揮できるよう内容の充実を図り、実施する。	98人【160人】(61%)	(ジャンプ東池袋) コロナ感染症の影響により地域の協力のもと実施する予定のイベントが中止となった。(ジャンプ長崎) アートを通じた地域活動としてZINE制作活動を実施した。また長崎獅子舞活動を地域と連携して実施した。後継者育成活動に加えコロナ禍で中止となった祭りの代替としてのステージ披露を要	C	(ジャンプ東池袋) 中高生実行委員のイベントを開催予定で、そこで地域の方に貢献できる機会を設ける。(ジャンプ長崎) アートを通じた地域活動としてZINE制作活動を実施した。また長崎獅子舞活動を地域と連携して実施した。後継者育成活動に加えコロナ禍で中止となった祭りの代替としてのステージ披露を要	不要			
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。	計画事業	10	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとパワーアップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数		10回	数値維持継続型	0回【10回】	新型コロナウイルス感染症対策のため休止開催のため検討を重ねたが、事業実施に至らなかった。	C	新型コロナウイルス感染症対策のため、事業実施に至らなかった。	6回【10回】(60%)	新型コロナウイルス感染症対策のため、感染拡大期にはオンラインでの実施を行うなど、子どもたちの体験活動の機会をつくり、学びを止めない工夫を行った。	B	新型コロナウイルス感染症対策をいながら、子どもたちの体験活動の機会をつくり、事業の継続を目指す。				



具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【I】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【I】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【I】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
<b>(3) 子どもの居場所・活動の充実</b>																							
①子どもの居場所の充実	子どもの居場所を充実します。	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。	重点事業	11	中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語りや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身に備われないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,000人 【①2,200人】 ②30,000人 【②32,000人】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①1,649人 【1,800人】 ②24,762人 【32,000人】	約2カ月の休館を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支え映像制作やイベントを実施。また問題を抱える利用者増加に伴い、日々のコミュニケーションから心身が備わった中高生を早期発見し、関係機関との連携により対応している。	B	子どもの居場所・活動の充実	①1,893人 【1,900人】 ②24,854人 【26,000人】	コロナ禍だからこその居場所の必要性を感じ感染症対策を講じながら運営した。日常的な関わりから困難な状況にある中高生の早期発見を目指し、関係機関と連携・対応した。	B	引き続き子どもの居場所・活動の充実を図る。	必要	①2,000人 ②30,000人	ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため
			重点事業	12	子どもスキップの運営・改善	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学習クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	302,177人 内訳 学習クラブ(301,787人) 一般利用(390人) 【540,000人】	感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月にスキップの日として各施設週2回程度、一般利用者を受け入れた。 (実績外となるが、No.16校庭開放は通年実施。)	C	引き続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。	415,653人 内訳 学習クラブ(412,258人) 一般利用(3,395人) 【540,000人】	感染症対策を徹底し、子どもスキップ一般利用「スキップの日」実施回数を増加させ、一般利用者を受け入れた。 (実績外となるが、No.16校庭開放は通年実施した。)	B	引き続き感染症対策を講じつつ、全面再開に向けて段階的に一般利用を拡大していく。	不要	—	—
			計画事業	13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組めます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	述べ実施回数	2,000回	2,000回	数値上昇型	対面事業:212回 視聴回数:187回 【対面事業:1,800回】	感染症対策のため、G Suite for Educationを活用した「おうちで楽しめる動画」の配信を実施した。	B	動画配信を継続しながら、感染症対策を徹底した対面での教室を実施する。	対面事業:395回 視聴回数:1,210回 【対面事業:600回】	感染症対策を徹底した対面によるプログラム再開準備に取り組み、11月より再開した。	B	引き続き感染症対策を徹底しながら、対面によるプログラム数を増やしていく。	—	—	—
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「しま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通じて安全に支援活動の輪を広げていきます。	登録食堂数	25食堂	25食堂	数値上昇型	21食堂 【21食堂】	コロナ禍により子ども食堂の開催ができなかったが、配食・宅食など工夫し実施した子ども食堂がほとんどだった。子ども食堂ネットワークでは情報提供・情報共有のためネットワーク会議を実施した。	B	「子ども食堂ネットワーク」登録食堂数が増えることで食の提供だけでなく、子ども子育て世帯の居場所を確保できる。	対面事業:25食堂 【22食堂】	会食型から配食・宅食に変更し継続して実施している子ども食堂がほとんどであった。子ども食堂ネットワーク会議を開催し、情報提供・情報共有を行い、居場所としての子ども食堂についての研修を実施した。	A	子ども食堂ネットワークの情報提供・情報共有を行い、居場所としてのための研修を実施する。	必要	30食堂	令和6年度の目標値に達したため
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	重点事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回	①数値上昇型 ②数値上昇型	①30,208人 【32,200人】 ②10回 【10回】	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由に遊ぶ場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設8回及び2回、計10回実施した。	B	感染対策を行いながら、引き続き、子どもたちの自由な発想で安心して遊べる場所を提供する。外遊びが体験できる機会を増やすよう出張プレーパークを実施する。	①31,901人 【30,500人】 ②8回 【10回】	池袋本町プレーパークは4/25から5/31まで緊急事態宣言の影響で実施できなかったが、年間を通じ屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。身近な地域で冒険遊び体験ができる出張プレーパークを実施しているが、2年度に引き続き保育園、スキップに限定し8回実施した。	B	常設の池袋本町プレーパークでは年間を通じ、屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供する。身近な地域で冒険遊び体験ができる出張プレーパークを保育園、スキップ限定から範囲を広げて開催する。	不要	—	—
			計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	実施施設数(全小学校22校)	22校	22校	数値維持継続型	22校 【22校】	学校開放協力員を配置し、感染症対策を講じながら、安全な遊び場として開放した。	B	継続して児童の安全な遊び場確保に寄与していく。	22校 【22校】	コロナ感染対策を講じながら、一度も休止することなく、児童の安全な遊び場として開放した。	A	引き続き感染対策を講じつつ、児童の安全な遊び場確保に寄与していく。	—	—	—
			計画事業	17	公園・児童遊園施設改良事業	公園緑地課	近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが活用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	新設・改修公園数2園/年	10園(累計)	10園(累計)	数値維持継続型	2園 【2園】	区内最大となる「としまどりの防災公園」を新設し、様々な防災機能を整備。また「としまキッズパーク」を新設し、障がいのある子どもも遊べるインクルーシブ公園を整備した。	A	老朽化又はニーズに合わなくなった公園を毎年一定数改修工事を進めています。	2園 【2園】	地域の小公園である西果鴨四丁目児童遊園をニーズに合わせた改修を行い、南長崎原つば公園では、インクルーシブ複合遊具を設置し周辺の改修を実施しました。	B	引き続き、毎年2園の整備ペースを守り、確実な更新を図ると共に、地域のニーズに合った公園に改修し、積極的にインクルーシブ遊具の設置も進めていきます。	—	—	—
計画事業	18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。	適帯局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。(令和2年度より、「9月」に変更)	利用者数	440,000人(累計)	440,000人(累計)	数値上昇型	70,618人 【60,000人】	令和2年9月開園 利用者:67,831人 イクバス活用(園外保育):2,787人	A	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図るとともに、イクバス活用(園外保育)の場としての活用を図る。	101,997人 【100,000人】	利用者:100,537人 イクバス活用(園外保育):1,460人	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校などと連携し、インクルーシブ教育の場としての活用も行っていきます。	—	—	—			
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業(計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多様な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがやこどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22回、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①視聴人数6,077人 【入場者数2,000人】 ②3回128人 【参加者数640人】 ③1回視聴人数35人 【参加人数30名】 ④20回、549人 【参加者数延べ500人】 ⑤26回、623人 ※一部オンライン 【延べ参加人数2,000人】	NPO法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に気軽にアートに触れ合うイベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。	B	引き続き左記の取組を進め、子どもたちにアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などでは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも事業に参加するきっかけを提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。	①0回、0人 ※新型コロナウイルスまん延防止のため中止 【入場者数2,000人】 (0% ※人数で算出) ②8回、491人 【参加人数340人】 (83% ※人数で算出) ③5回、延べ98人 【参加人数延べ125人】 (408% ※人数で算出) ④20回、574人 【参加人数延べ500人】 (127% ※人数で算出) ⑤37回、延べ540人 ※一部オンライン 【延べ参加人数2,000人】 (27% ※人数で算出)	子ども事業においては、子どもの感染状況が拡大する懸念もあり、延期・中止となつた事業も多岐にわたった。しかし、早い段階でオンライン配信に切り替えたり、広いスペースを確保するなど、安心して参加しやすい環境を作った。また、保育園ワークショップでは、コロナの影響により何らかの延期になったが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができた。	B	引き続き左記の取組を進め、子どもたちにアート体験を提供する。保育園ワークショップについては、実施計画が偏ることのないよう、選考の際に配慮する。	不要	—	—

具体的な取組			事業の概要							目標管理																			
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【I】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ										
													令和2年度実績【I】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【I】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)						
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	20	次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しみ合う機会を提供します。(としま未来文化財団助成事業)	体験プログラム数			6プログラム	数値上昇型	2プログラム 【2プログラム】	新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのワークショップから完全オンラインに変更。ジャンルは音楽、コマ撮りアニメーションとし、体験の内容を充実させた。	B	新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、オンラインだけでなく、対面でも行えるよう対策を強化し、安全にワークショップとコンサートを実施。オンラインの良さも残し、ハイブリッド型ワークショップを構築する。	7プログラム 【7プログラム】	コマ撮りアニメーション、プログラム、工作(版画・切り絵)、音楽(オンラインWS、対面WS、コンサート)と、パリエーションを増やし、オンラインと現地実施ほぼ半々で10回の実施、275名が参加した。	A	感染症対策を万全にしたいうえで、対面でのワークショップを増やし内容も充実させていく。引き続きオンラインの良さも残したハイブリッド型ワークショップの実施を継続していく。								
			計画事業	21	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんじん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。	プログラム提供日数			『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型	としまおやこ小学校8日間 アートサポート児童館3日間 【10日間】	池袋エリアを中心に展開する『東京芸術祭』のプログラムとして実施。親が観劇中等の子どもの預かる託児として展開し、子育て世代のアート体験をサポートした。	B	アートサポート児童館のコンセプトを最大限引き出すため、国際的舞芸祭である『東京芸術祭』の実行委員会が事業に取り組みしていく。	としまおやこ小学校8日間 アートサポート児童館3日間 【合わせて10日間】	としまおやこ小学校では、親子が同級生になって算数や工作など家族のコミュニケーションを図る取組を行った。アートサポート児童館では引き続き、アーティストや保育資格をもった大人と一緒に、未就学児とモブゾウの楽しさを追究した。	A	としまおやこ小学校、アートサポート児童館のコンセプトを最大限引き出すため、国際的舞芸祭である『東京芸術祭』の実行委員会が事業に取り組みしていく。								
			計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及企画の実施				年1回以上	数値維持継続型	— 【年1回以上】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業自体は未実施だが、代替的にテーマ展示会を行った。	C	継続実施する。	3回 【年1回以上】	読み聞かせボランティア育成のための講習会を実施し、新たに14名を人材バンクに登録した。また、子どもの読書に関する講習会を1回開催した。	A	区政施行90周年記念事業として図書館司書等による読み聞かせイベントを実施する。	不要						
			計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるような各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習会を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数				35事業	数値上昇型	6事業 【22事業】	コロナ禍で開催数が限定されたものの、スポーツ教室、スポーツリーダー講習会等を行い、子どもたちの体験機会を提供した。	C	事業の継続、充実を目指す。	13事業 【27事業】	東京2020大会の開催によるスポーツ気運の高まりもあり、子どもたちがスポーツに触れる機会をより多く設けることで、心と体の健全な育成につなげた。	C	スポーツ実施気運の更なる向上のため、事業の継続、充実を図っていく。							
			計画事業	15	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会を充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークのほか、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	出張プレーパーク実施回数					20回	数値上昇型	10回 【10回】	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設8回及び2回、計10回実施した。	B	コロナ禍ではあるが、身近な地域で外遊びの機会を提供できるように出張プレーパークを実施する。	8回 【10回】	池袋本町プレーパークは4/25から5/31まで緊急事態宣言の影響で実施しなかったが、年間を通じ屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。身近な地域で冒険遊び体験が出来る出張プレーパークを実施しているが、2年度に引き続き保育園、スキップに限定し8回実施した。	B	身近な地域での外遊びの機会として出張プレーパークを実施する。感染対策を行いながら対象施設を拡大する。						
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において学習支援を実施します。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数			①61回 ②1,112人	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っている。	①14回 【64回】 【62%】 ②61人 【1,377人】 【4%】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会が開催中止となった。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、オンライン学習会を開催したり、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っている。	不要	—	—					
			計画事業	25	としま未来塾	指導課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。				コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	B	教育センター以外の会場を利用し、支援を必要とする生徒を広く集めることにも、地域人材を積極的に活用する。	地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	A	教育センター以外の会場を利用し、支援を必要とする生徒を広く集めることにも、地域人材を積極的に活用する。											
			計画事業	26	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する。				各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する。 【1校平均実施時間：小学校年間60時間、中学校年間90時間】	数値維持継続型	大学生等を補習支援チューターとして配置した。 【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	B	今後も活用を継続する。	小学校 年間295時間(13時間/校) 中学校 年間424時間(53時間/校) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施時間数減。また、2年度実績は、予算上の最大配置時間数。	B	今後も活用を継続する。									
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業	A	昨年度同様、つなぐを絶やさぬよう工夫をし学力向上に努め、親への相談支援にもつなげていく。	A	コロナ禍が収まらない中、開催回数を週1から2回増やし教室内人数を分散させる形態を定着させた。リモートでの参加も可能にする仕組みの確立、親面接等にも力を入れた。	100% 【100%】	100% 【100%】	コロナ禍において教室に集まることが困難で中止もあったが、ポート授業を取り入れたら、少人数で回数を増やし開催するなど、工夫を重ねつなぐを絶やさぬ努力を行った。	A	コロナ禍においても中断することないようを重視し、希望高校への進学を目指す。親とも連携し、必要な支援を提供していく。	不要		
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効果的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数				12回	数値維持継続型	6回 【12回】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催回数は目標の半数となったが、ZOOMなどを利用して、開催した。	B	昨年度の経験を活かし、ZOOMやビデオチャットなど駆使し、情報交換及び意見交換の場を定期的につくる。	12回 【12回】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、基本的にはZOOMを利用して開催した。	A	引き続き必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。							



具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度		令和3年度		目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
<b>(4) 児童虐待防止対策・いじめ防止対策</b>																							
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子育て支援課 子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①- ①【2回】 (毎年度回数を維持) ②40回 ③【30回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①1回 【2回】 ②30回 【20回】	コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に代わって、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。	B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。	①1回 【2回】 ②4回 【4回】	ネットワーク研修をZOOMで行うことにより、1回目は実施した。2回目はコロナが増えた時期と重なり実施せず。	B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についても追加していく。	①不要 ②必要	①- ②40回	①- ②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心気面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校 82.2% 中学校 96.8% 【100%】 ②職層に応じ年3回実施 【年3回】	心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会の開催をした。 学識経験者、保護者、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催をした。 臨時休業明けに「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。 ※委員会・調査・研修以外に、コロナ禍での長期休業期間に実施した。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスクイップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。	①小学校 81.5% 中学校 78.1% 【100%】 ②職層に応じ年3回実施 【年3回】	心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会の開催【年3回】をした。 学識経験者、保護者、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスクイップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。	不要	—	—
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課 子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中で気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数		85名	数値維持継続型	66名 【85名】	「子どもの感情の育て方」というテーマで、コロナ禍ではあるが、保育も実施し、子育て中の保護者も参加できるように配慮した。	B	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	60名 【80名】	ズーム開催にて実施をした。区民の方からの質問などが良く出ていた。	B	令和4年度は区政90周年にて拡大実施する。その後は引き続き児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し理解促進を図る。			
			計画事業	32	こどもには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率		100.0%	88.7% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。	91.5% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。				
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問に必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設にアウトリーチが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数		4,000件	数値上昇型	3,707件 【2,600件】	保護者や関係機関からの要請に応じ訪問を行い、信頼関係を築きながら、助言等を行うことができた。	A	コロナ禍でさらに孤立している家庭が増えているためより支援を提供していく。	3,960件 【3,800件】	R2年度コロナ禍の訪問の要請にできる限り対応してきており、R3年度は訪問相談担当者を増員した。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら積極的に実施していく。			
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数		100日	80日 【100日】	80日 【100日】	保健師や子どもの権利グループからの相談から繋がる形で、要支援家庭の利用をすすめた。	B	要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。	121日 【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談から繋がる形で特定妊婦、要支援家庭の利用をすすめた。	A	特定妊婦の産前産後の見守りを含め、要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用を視野に入れた体制を作る。	不要		
			計画事業	35	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立化や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者とその子どもを一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。 ※令和2年度より事業内容一部変更	助成団体数		1団体	数値維持継続型	1団体 【1団体】	事業について公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームページ及びフェイスブック等での事業費への補助を行った。	B	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。	1団体 【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームページや訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	令和3年度に引き続き、公募・助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援する。			
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)		30校	30校 【30校】	30校 【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	30校 【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、2校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。			
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携して支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	(全小中学校30校)		30校	29校 【30校】	29校 【30校】	コロナで休校が続くなどの影響により、拠点校配置型を一部導入することはできなかったが、支援にクロムブックを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。	B	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。	27校 【30校】	不登校対策会議を全区立小・中学校で開催し、学校とSSWによる協働的な支援と連携を図った。また、他関係機関との連携を密に行うとともに、社会資源の発掘とネットワークの構築を行い、支援の幅を広げた。	B	従来の派遣型支援に加え、巡回型支援を開始することで早期発見、未然予防につなげる。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ			
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①設置に向け検討 ②—	「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②—	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②—	
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	5件	20件 【10件】	数値上昇型	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター(仮称)の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。	12件 【13件】 60%	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等検討していく。	必要	20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。	
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	—	—	—	—	—	B	東京都及び厚生労働省との協議に向けた児童相談所設置計画書を作成。また、他自治体及び児童養護施設等へ20名超の職員派遣を実施し人材育成を推進するとともに、児童相談所開設アドバイザーを含む専門職の職員採用を進め、組織体制の確保及び強化を図った。	—	東京都と3回の協議を終え、厚生労働省に対して政令指定要請を実施した。児童相談所での経験豊富な人材を任期付職員として採用し検討体制を強化するとともに、東京都への業務引継ぎ派遣を開始し、業務移行に向けた体制整備を行った。	B	引き続き、東京都への職員派遣及び協議の場を通じて、業務引継ぎを着実に実施する。また、死亡事故ゼロに向け、複合施設としてのメリットを活かした支援機能の強化を図るとともに、保護児童の人権を尊重した保護所運営の検討を進める。	—	—	—
			計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	—	—	—	—	—	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。	7件(作成者:人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。)	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全7件)	A	コロナにおいても電話相談を継続する。	—	—
			計画事業	42	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)	子ども若者課	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	登録相談者数	250人	数値上昇型	B	SNS等での情報発信、公立高校等での出前講座、中高生センタージャンプでの出張相談など、相談のハードルを下げるための活動を実施した。	引き続き、予防的支援を強化し、気軽に相談できる窓口を目指し、重篤化する前からの相談に繋がるよう情報発信と意識啓発に努める。	226人 【240人】	公立小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまに直接メッセージが送れるツールを作成し、気軽に相談できる体制を整備した。	B	タブレットパソコンから気軽にメッセージにより相談できることで予防的支援を継続する。若者の多くが利用しているLINEを活用し相談予約をできるようにし、相談に繋がりをやすくする。	—	—
			計画事業	43	子どもに関する相談事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	子どもに関する相談事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0〜18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、メールなどで受けています。	機関連携数	500件	数値上昇型	B	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。	引き続き連携を密にし、切れ目のない支援を行う。	367件 【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。	B	関係機関との連携を密にし、切れ目のない、適切な支援を行う。	—	—
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子育て支援課 子ども家庭支援センター	子どもからの専用電話相談	子育て支援課 子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けられる環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	4件	数値上昇型	C	小学校4年生から中学生までに学校を通じてフリーダイヤルの周知に努める。	4件 【3件】	SOSカードを配布し周知した。	B	児童相談所設置に合わせSOSカード再度作成予定。普及啓発を継続する。	—	—	
計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもへの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	14,000件	数値上昇型	B	D V被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施した。	10,746件 【12,000件】	D V被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を実施した。	B	あらゆる機会をとらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設定する。	不要	—	—			



具体的な取組			事業の概要					目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度		令和3年度		令和6年度 見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(h)】	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)				
目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」																							
(1) 子どもや家庭への医療・健康促進																							
①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	重点事業	46	ゆりかご・しま事業	健康推進課 長崎健康相談所	子育て支援課	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接」(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)と「おめでとう面接」(初めての子育て、赤ちゃんとの授乳方等の相談)を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	①68% 【①70.0%】 ②74% 【②80.0%】	①数値上昇型 ②数値上昇型	①84.8% 【—】 ②66.9% 【73%】	B	「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図ります。	①67% 【68%】 ②74.9% 【71%】 (94%)	健康推進課 ①「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付した。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、電話での受付や対応期間の概ね1歳3か月までの延長を継続し、面接率の向上を図った。	B	健康推進課 ①「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図る。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実にしています。	必要	①68% ②74%	①長期計画との整合性を図ったため ②コロナ禍により令和元年度・令和2年度の面接率は減少しており、短期間での回復は難しい見込みのため。
			計画事業	47	妊婦健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	出産にかかる経済的負担を軽減し、妊婦が安心して出産できるように支援を行います。	妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊婦につき妊婦健康診査受診票(14枚)・超音波受診票・子宮頸がん検診受診票を交付し、健診の公費助成を実施します。	初回検査実施率		95.0%	数値維持継続型	92.8% 【95%】	B	転入者も含め健診受診票等を配布するよう周知する。	94.5% 【95%】	すべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付する。	B	転入者も含め健診受診票等を配布するよう周知する。				
			計画事業	48	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	妊産婦の口腔衛生の向上、安全な出産乳幼児の健やかな発育のため、歯科健診を通じかかりつけ歯科医をもつことを啓発します。	妊娠中から産後または妊娠終了後1年以内の女性を対象に、1回の妊娠につき、1回の歯科健診及び保健指導を実施し、妊産婦と子の歯と口腔の健康を推進します。	受診率(38%)		受診率40%	数値維持継続型	38% 【40%】	B	HPやアプリなどを使用し、情報発信を充実させる。	43.6% 【40%】	乳児健診事業での啓発のチラシを配布した。	A	乳児健診事業での啓発のチラシを配布した。				
			計画事業	49	妊産婦・乳幼児保健指導事業	健康推進課 長崎健康相談所	経済的負担を軽減し、すべての妊産婦や乳幼児が健診を受けられるよう支援を行います。	経済的理由により保健指導(定期健診)を受け難い妊産婦・乳幼児に保健指導票を交付し、指定医療機関において保健指導を実施します。	保健指導票発行率		100%	数値維持継続型	100% 【100%】	B	継続して実施する。	100% 【100%】	健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診票を発行した。	A	健診が必要な全ての妊産婦や乳幼児に受診票を発行した。				
			計画事業	50	産後ケア事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児に関する負担を軽減し、安心して育児に取り組めるよう支援します。	産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児不安が認められる産後4か月未満の母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。	利用延べ日数	470日	470日	数値維持継続型	423日 【470日】	B	産後ケア事業を継続して実施する。	506日 【470日】	事業委託にて、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を提供した。	A	事業委託にて、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を提供した。				
			計画事業	51	育児支援ヘルパー事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	育児支援ヘルパーの利用を勧め、育児の負担の軽減を目指します。	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前2歳未満の子どもの養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。	育児支援ヘルパー派遣回数	3,500回	3,042回 【2,900回】	数値上昇型	3,042回 【2,900回】	B	育児支援ヘルパーの利用時間が増加したことで、さらに利用を促進していく。	4,523回 【3,800回】	出産、育児の相談時育児支援ヘルパーの利用方法を提案し、利用を促進した。	A	出産、育児の相談時育児支援ヘルパーの利用方法を提案し、利用を促進した。				
			計画事業	52	しま育児サポーター	健康推進課	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	赤ちゃん訪問後も不安のある方へ助産師が個別訪問し、3～4か月児健診までのきめ細やかな支援を行います。	訪問数	270人	306人 【270人】	数値維持継続型	306人 【270人】	B	育児サポーター(助産師)による家庭訪問を実施した。	341人 【270人】	育児サポーター(助産師)による家庭訪問を実施した。	A	育児サポーター(助産師)による家庭訪問を実施した。				
			計画事業	53	としま見る知るモバイル(令和3年度より「もっと見る知る」に変更)	健康推進課 長崎健康相談所	妊婦・子育て中の記録を管理することができ、必要な情報を簡単に入手することができるよう、支援体制の充実を図ります。	結婚・妊娠・出産・子育て支援の情報発信を行うアプリを導入し、双方向性の支援を実施します。また、予防接種スケジュール管理とお知らせメールの自動配信を行います。※令和2年度より事業内容一部変更	新規登録者数	各年度1,000件	1,000件 【1,000件】	数値維持継続型	1,000件 【1,000件】	B	契約事業者の変更によりアプリ対応になった。利用者の使い勝手の向上と、プッシュ通知による情報発信を充実させる。	1,000件 【1,000件】	契約事業者の変更によりアプリ対応となりプッシュ通知が送れるようになった。予防接種スケジュールの管理もより利用者の使い勝手の良いものとなった。	A	プッシュ通知による情報発信を充実させる。				
			計画事業	54	ようこそ新米ママのひろば事業	健康推進課	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	生後4か月未満の乳児とその保護者を対象に、乳児の成長と母体の健康状態を確認し、育児に関する相談やメンテナンス体操を実施することにより、育児不安の軽減と母親のリフレッシュの機会を提供します。	実施回数	12回	9回 【12回】	数値維持継続型	9回 【12回】	C	年間12回、継続して実施する。	10回 【12回】	新型コロナ感染症拡大防止のため、年間12回の予定のところ9回の実施した。	B	年間12回、継続して実施する。				
			計画事業	55	豊島区特定不妊治療費助成事業	健康推進課	すべての人が安心して子どもを産み育てられる社会を目指し、不妊治療をうける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	不妊治療を受ける夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認を受けている区民に対し、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療)にかかった保険適用外の治療費の一部を助成します。	助成件数	500件	407件 【280件】	数値上昇型	407件 【280件】	B	継続して実施する。	500件 【500件】	都による所得制限の撤廃により申請数の増加が続いた。	B	都による所得制限の撤廃により申請数の増加が続いた。				
			計画事業	56	入院助産	子育て支援課	経済的に困難な妊産婦の自立につなげます。	入院して分娩が必要にもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	利用者数	10件	5件 【10件】	数値維持継続型	5件 【10件】	B	病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、その後の生活支援も行う。	4件 【10件】	病院からの情報提供、保健師との連携。子どもの権利Gとの連携。入院助産にはならない妊婦についての相談も行っている。	B	病院、保健師等の情報連携により迅速に対応し、その後の生活支援も行う。NPO団体との連携をしていく。	不要			
			計画事業	32	こんには赤ちゃん事業【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	100.0%	88.7% 【100%】	数値維持継続型	88.7% 【100%】	B	赤ちゃん訪問を継続して実施する。	91.5% 【100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。	B	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施した。				
			新規事業		外国語版母子手帳交付事業	健康推進課	日本語の理解が難しい外国人が安心して子育てができるよう支援する。	妊娠届出時に希望により10か国語版の母子手帳を交付している。	希望の言語の母子手帳を交付する							B	発行希望者に交付する。		発行希望者に交付した。	B	発行希望者に交付する。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度		令和3年度		目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
②子どもの健康確保のための取組	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。	重点事業	57	乳幼児健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的健康診査を実施しています。	①乳児(3～4か月児)健診受診率 ②3歳児健診受診率	①93.5% ②92.2%	①— 【①97.0%】 ②95.0% 【②93.0%】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①87.5% 【95%】 ②94.3% 【95%】	新型コロナウイルス感染症対策のため保健所での集団健診を中止・延期したことに伴い、3～4か月児健診については区内契約医療機関での個別健診を5月から9月まで実施、3歳児健診については6月7月の集団健診の回数を追加した。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	①91.9% 【95%】 ②91.7% 【95%】	3～4か月児健診を48回、3歳児健診を36回、集団健診で実施した。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	必要	①— ②95.0%	①— ②持病によりかかりつけ医で実施する方、出国している方などがあるため、100%にはせず、95.0%に修正
			計画事業	58	乳幼児歯科衛生相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子を増やします。	乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置(フッ化物塗布)を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	①3歳児健診時のむし歯のない子 ②1歳児歯科健診受診率	①95% ②60%	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①91%【92%】 ②52.5%【60%】	B	緊急事態宣言時、感染拡大防止のため一時、事業中止・延期をし、1歳児歯科健診年間24回を20回、こども歯科(2歳児歯科)健診を年間46回を31回実施した。	B	こどものむし歯予防のため、継続して実施する。	①93.8%【95%】 ②62.3%【60%】	1歳児歯科健診年間24回、こども歯科(2歳児歯科)健診を年間46回実施した。	B	こどものむし歯予防のため、継続して実施する。			
			計画事業	59	新生児聴覚検査事業	健康推進課 長崎健康相談所	全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、早期発見、早期療育につなげます。	聴覚障害は早期発見と適切な治療・支援が行われることにより、音声言語の発達への影響を最小限に抑えられることができます。検査費用の一部公費助成により経済的負担を軽減することで、全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、医療機関との連携により、早期発見、早期療育につなげます。	初回検査実施率	95%	数値維持継続型	87.6% 【95%】	B	妊婦届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行った。また、必要に応じて精密健診票を発行した。	B	初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図る。	90.3% 【95%】	妊婦届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行った。また、必要に応じて精密健診票を発行した。	B	初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図る。			
			計画事業	60	乳幼児健康相談	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数	42回	数値維持継続型	37回 【42回】	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間42回の予定のところ37回の実施した。	B	継続して実施する。	40回 【42回】	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年間48回の予定のところ40回の実施した。	B	継続して実施する。			
			計画事業	61	予防接種事業	健康推進課	感染症の重症化や死亡件数を抑え、集団感染による感染拡大を防止します。	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡件数を抑え、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	接種率	94.0%	数値維持継続型	93.1% 【94%】	B	接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを発送し、費用助成を行った。	B	継続して実施する。	88.3% 【94%】	接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを発送し、費用助成を行った。	B	継続して実施する。			
			計画事業	62	先天性風しん症候群予防対策事業	健康推進課	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止します。	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR(麻疹・風しんワクチン)を混合したワクチン)または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	先天性風しん抗体検査実施件数	1,000人	数値維持継続型	893人 【1,000人】	B	妊婦・子育て世代対象に抗体検査を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。	B	継続して実施する。	750人 【1,000人】	妊婦・子育て世代対象に抗体検査を実施し、抗体価の低い方への予防接種を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。	B	継続して実施する。			
			計画事業	63	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上につなげます。	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費(乳幼児は食事負担額を含む)の自己負担分を助成します。	—	—	—	—	B	制度変更はなく、例年どおり医療費助成事業を実施した。	B	制度変更の予定はなく、例年どおり医療費助成事業を着実に実施する。	—	制度変更はなく、例年どおり医療費助成事業を実施した。	B	東京都の実施方針に基づき、対象年齢拡大を検討していく。			
②子どもの健康確保のための取組	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。	計画事業	64	休日診療事業	地域保健課	医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を確保します。	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療(昼間)並びに内科・小児科の休日及び土曜診療(準夜間)を実施します。	年間開設日数	年間開設日数 休日67日、土曜準夜49日	数値維持継続型	年間開設日数: 休日73日、土曜準夜50日 【年間開設日数: 休日73日、土曜準夜50日】	B	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	B	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	年間開設日数: 休日73日、土曜準夜51日【年間開設日数: 休日73日、土曜準夜51日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。今年度も令和2年度同様コロナ禍のため年間を通して受診控えが目立った。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。			
			計画事業	65	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	平日準夜間帯における、小児の救急診療の受け皿を確保します。	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間(午後8時～11時)に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	年間開設日数	年間開設日数 平日243日	数値維持継続型	年間開設日数: 平日242日 【年間開設日数: 平日242日】	B	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	B	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	年間開設日数: 平日241日【年間開設日数: 平日241日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。今年度も例2年度同様コロナ禍のため年間を通して受診控えがあった。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。			
			計画事業	66	こどものぜん息水泳教室	地域保健課	ぜん息に負けない体力づくりをする機会の提供します。	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	実施回数	各年度20回	数値維持継続型	0回 【20回】	D	令和3年度は、コロナウイルス感染予防対策をしながら、事業の実施予定、但し、国や都からの自粛要請に伴い、プール等が使用できない場合は、中止する。	D	令和3年度は、コロナウイルス感染予防対策をしながら、事業の実施予定、但し、国や都からの自粛要請に伴い、プール等が使用できない場合は、中止する。	0回 【20回】	コロナウイルス感染予防のため、全20回を中止した。	D	令和4年度は、コロナウイルス感染予防対策をしながら、事業の実施予定、但し、国や都からの自粛要請に伴い、プール等が使用できない場合は、中止する。			
			計画事業	67	子どものための禁煙外来治療費助成事業	地域保健課	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守ります。	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子とも同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	①登録件数 ②助成件数	①10件 ②10件	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①登録5件 【登録15件】 ②助成1件 【助成15件】	B	世界禁煙デーに合わせて5/31広報としまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆりかご面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行った。	B	令和3年度から、目標値及び予算額を10件に見直し、今後は継続的に目標を達成できるように、機会や対象者を捉えて事業を周知する。	A	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出荷保留となっており、大多数の医療機関で禁煙治療が休止されている。登録・助成件数ともに目標達成は困難であるが、事業周知を継続して啓発する。	①登録14件 【登録10件】 ②助成6件 【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31広報としまや区HPで広く周知するほか、健康推進課「ゆりかご面接」実施時に妊婦に対してピンポイントで事業の啓発を行った。	A	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出荷保留となっており、大多数の医療機関で禁煙治療が休止されている。登録・助成件数ともに目標達成は困難であるが、事業周知を継続して啓発する。	



具体的な取組			事業の概要						目標管理																																																																																																																																																																															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ																																																																																																																																																																					
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)																																																																																																																																																																	
<b>(2) 子育て支援サービスの充実</b>																																																																																																																																																																																								
①子育て支援サービスの充実	子育て家庭への支援を推進します。	個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯	①45,000人 ②2,000世帯	①数値上昇型 ②数値上昇型	B	引き続きセンター事業の周知を推進し、利用につなげる。	①23,992人【36,000人】 ②771世帯【1,700世帯】	コロナ禍で低い達成率にとどまったものの、開館の日程、利用可能な事業について、随時ホームページやSNSで発信した。コロナ禍での感染防止対策、密を避けた定員設定も併せて周知し、安心して利用できるようにした。	B	引き続きセンター事業の周知を推進し、利用につなげる。	①25,294人【38,000人】 ②1,126世帯【1,800世帯】	東西支援センター20周年を迎え、イベントを開催した。来館・利用者の増加につながった。	B	オンラインでの講座開催やフットワークバスの周知等をすすみ、引き続きセンターの利用につなげる。	不要	-	-																																																																																																																																																															
																										重点事業	69	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域区民ひろば課	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	延べ利用者数	219,611人	222,500人	数値上昇型	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	102,239人【175,220人】(46.0%)	コロナ禍で区民ひろばの運営・事業実施に影響を及ぼしたが、事業実施回数を増やすなどの工夫により、令和2年度と比べ多くの子育て世代向けの事業を実施した。子ども家庭支援センターなど関係部署と連携して育児相談の事業も行った。令和3年度の達成度で見ると、主管課評価はCとなるが、利用人数が上昇傾向にあること・コロナウイルスの影響を考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を提供していく。また、子育て世代に向けた情報発信も行っていく。	不要	-	-																																																																																																																																										
																																															計画事業	70	子どもショートステイ事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	宿泊を伴う子どもの預け先を確保し、必要とする家庭を支援します。	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。	利用泊数	450泊	数値上昇型	B	引き続き区内協力家庭の拡大に向けた取り組みを行う。また、利用状況を踏まえ、ショートステイ受け入れ委託施設追加の検討を進める。	A	引き続き区内協力家庭の拡大に向けた取り組みを行う。また、今後の利用状況を踏まえたショートステイ受け入れ委託施設拡大についても検討を進める。	436泊【403泊】	区内での受け入れ先(協力家庭)を増やすため、ホームページや区報への募集記事掲載、虐待防止区民講演会や養育家庭体験発表会などのイベントでの周知を行い、説明希望者に対しては東西子ども家庭支援センターにて個別説明会を実施した。また、保護者入院時の利用期間等を考慮し、年間利用可能泊数を拡大した(6泊→12泊)。	B	引き続き区内協力家庭の拡大に向けた取り組みを行う。また、利用状況を踏まえ、ショートステイ受け入れ委託施設追加の検討を進める。	436泊【403泊】	年間利用泊数の拡大もあり、利用は増加傾向となった。協力家庭の拡大に関しては、ホームページや区報への募集記事掲載、里親の普及促進イベント等での周知や、東西子ども家庭支援センターでの個別説明会を実施した。	A	引き続き区内協力家庭の拡大に向けた取り組みを行う。また、今後の利用状況を踏まえたショートステイ受け入れ委託施設拡大についても検討を進める。	-	-																																																																																																																			
																																																																						計画事業	71	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	地域での子育ての相互援助を支援します。	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方(利用会員)と子育ての援助ができる方(援助会員)からなる会員組織です。区は事務局として会員の検閲を行い、地域の中での子育てを援助します。 ※令和2年度より、事業内容一部変更	援助会員数	200人	数値上昇型	B	養成講座の確実な実施により援助会員の拡大を図る。	B	養成講座の確実な実施に加え、多媒体での情報発信等により、引き続き援助会員の拡大を図る。	178【190人】	コロナ禍により援助会員養成講座(年2回)を中止せざるを得ず、新規登録がなかったことから、援助会員数が目標より減少した。	B	養成講座の確実な実施により援助会員の拡大を図る。	178【190人】	感染症状況を見極めつつ援助会員養成講座(年2回)を確実に実施することにより、30名以上の援助会員が誕生したが、年齢等による退会もあり、援助会員数は前年から微増に留まった。	B	養成講座の確実な実施に加え、多媒体での情報発信等により、引き続き援助会員の拡大を図る。	-	-																																																																																												
																																																																																													計画事業	72	子育て支援総合相談事業	子育て支援課	子育てナビゲーターが、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、また、ご家庭の状況に応じた子育て情報を提供します。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠から子育て期に関する相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	5,000件	数値上昇型	B	各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知、SNS等による情報発信強化を進める。	3,422【3,500件】	コロナ禍により来所者数は減少したが、感染対策のための室内レイアウト変更や電話対応への注力を行った。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。	3,422【3,500件】	コロナ禍が続き、全庁的な来庁が必要な手続きの見直しもあり、来所者数は横ばいとなった。今後を見据えてインフォメーションの情報発信強化のため、YouTubeの制作等を行った。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知、SNS等による情報発信強化を進める。	-	-																																																																					
																																																																																																																				計画事業	73	子育てひろば事業補助	保育課	身近な地域における子育て家庭への支援を広げます。	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。	運営助成数	利用組数2,000組	数値維持継続型	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、4、5月は実施できなかったが、その後は感染対策を徹底しながら事業を再開した。	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての場が制限されている子育て家庭への支援の場として、引き続き実施していく。	2,901組【2,000組】	新型コロナウイルス感染症の影響により、4、5月は実施できなかったが、その後は感染対策を徹底しながら事業を再開した。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての場が制限されている子育て家庭への支援の場として、引き続き実施していく。	2,901組【2,000組】	感染症対策を徹底しながら、人数を絞ってのイベント開催、時間を絞っての園庭開放などを行った。コロナ禍においても登録者数を伸ばすことができた。	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての場が制限されている子育て家庭への支援の場として、引き続き実施していく。	不要	-	-																																													
																																																																																																																																												計画事業	74	マイはいくえん事業	保育課	「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」として登録し、電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数(1園あたり平均)	増加	数値上昇型	B	コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅の子育て家庭等を支援していく。	A	感染対策をしながら保育園の特色を活かした取り組みを行い、電話相談などにより「マイはいくえん」時代の子育て支援を実施する。	17.3人【15人】	コロナ禍で地域の来園は限られていたが、その中でも園見学などに来た方の登録や可能な範囲でイベント参加等も行った。	B	コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅の子育て家庭等を支援していく。	17.3人【15人】	感染対策をしながら保育園の特色を活かした取り組みを行い、電話相談などにより「マイはいくえん」時代の子育て支援を実施する。	不要	-	-																							
																																																																																																																																																																		計画事業	35	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業【再掲】	子育て支援課	様々な理由から公的支援の「隙間」にある家庭に寄り添った地域活動を支援します。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの相談と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	1団体	数値維持継続型	B	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。	B	令和3年度に引き続き、公募・助成を行い、地域における訪問型子育て支援事業であるホームスタート事業の定着を支援する。	1団体【1団体】	事業について公募を行い、1団体について交付決定を行った。また、その団体におけるホームビザンター及びオーガナイザー養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊産婦や区施設でのリーフレット配付に協力した。	B	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。	1団体【1団体】	助成の公募を行い、交付決定した団体におけるホームビザンター及びオーガナイザー養成等の事業費への補助を行った。また、当該事業の利用促進のため、妊産婦や区施設でのリーフレット配付に協力した。	B	令和3年度に引き続き、公募・助成を行い、地域における訪問型子育て支援事業であるホームスタート事業の定着を支援する。	-	-

具体的な取組			事業の概要							目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)】	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
②家庭教育支援	家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。	子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。	重点事業	75	家庭教育推進事業	庶務課 学習・スポーツ課	家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後アンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きかけたい」と思う人の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	①毎年度、18%上昇 ②300名 ③20校で講座実施(1校でも多い講座実施を目指す。)	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①53%上昇【18%上昇】 ②13名【300名】 ③1講座【17講座】	新型コロナウイルス感染症対策のため、実施件数は減少したが、オンラインでの講座等を実施し、コロナ禍であっても、家庭教育の重要性の啓発に努めた。	B	①オンラインで実施する。 ②オンライン講座への参加のハードルを下げるため、オンライン講座の受講の方法についての講座をはじめ、コロナ禍でも学びの機会を止めない工夫を行い、実施していく。 ③オンライン開催などコロナ禍での開催方法を検討し、講座実施を支援する。	①8%上昇【18%上昇】 ②0名【300名】 ③6講座【17講座】	①③新型コロナウイルス感染症対策のため、実施件数は減少したが、オンラインでの講座等を実施し、コロナ禍であっても、家庭教育の重要性の啓発に努めた。 ②コロナ感染拡大に伴い、実施できず。	B	①対面で開催する。 ②オンライン講座への参加のハードルを下げるため、オンライン講座の受講の方法についての講座をはじめ、コロナ禍でも学びの機会を止めない工夫を行い、実施していく。 ③オンライン開催などコロナ禍での開催方法を検討し、講座実施を支援する。目標10講座。	不要	—	—
			計画事業	76	母親学級、パパママ準備教室	健康推進課 長崎健康相談所	安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊婦中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	実施回数 ①母親学級 ②パパママ準備教室	①18回(平日コース6回、休日コース12回) ②24回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①18回(平日コース6回、休日コース12回) 【18回(平日コース6回、休日コース12回)】	母親学級平日3日制コースを6回、1日制を12回、パパママ準備教室を24回実施した。	B	継続して実施する。	①18回(平日コース6回、休日コース12回) 【18回(平日コース6回、休日コース12回)】 ②31回【24回】	母親学級18回(平日3日制コース6回、休日1日制を12回)、パパママ準備教室を休日31回実施。パパママ準備教室を年度の途中(9月から)増加して開催した。	A	継続して実施する。	—	—		
			計画事業	77	母乳教室事業	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	母乳で育てたいと考えている母親のために、母乳相談を実施します。	実施回数 ①母乳教室 ②卒乳教室	①20回 ②15回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①19回【20回】 ②14回【15回】	母乳教室を19回、卒乳教室を14回実施した。	B	継続して実施する。	①21回【21回】 ②14回【15回】	母乳教室を21回、卒乳教室を14回実施した。	B	継続して実施する。	—	—		
			計画事業	78	母親の子育て講座の開催	子育て支援課 子ども家庭支援センター	母親向けの講座を開催し、母親の子育て力の向上・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間(NPO)との共催も視野に入れた講座なども行います。	講座参加者数 (スマイル講座・NP)	500人	数値上昇型	330人【400人】	講座の年間予定を利用者に周知するとともに、コロナ禍ではあったが必要な方へは声掛けをし参加を促した。年間11回予定のところ、感染防止対策により可能な範囲で実施し、2回中止。	B	講座の内容や参加の方法について検討しながら、今の母親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにする。	326人【350人】	感染防止対策により可能な範囲で実施したが、2回中止となった。	B	講座の内容や参加の方法について検討しながら、今の母親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにする。	—	—		
			計画事業	79	父親の子育て講座の開催	子育て支援課 子ども家庭支援センター	父親向けの講座を開催し、父親の子育て力の向上・育児見聞・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どものかかり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施し、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	講座参加者数 (スマイル講座・父親向け講座)	300人	数値上昇型	142人【240人】	講座の年間予定を利用者に周知するとともに、コロナ禍ではあったが必要な方へは声掛けをし参加を促した。年間9回予定のところ、感染防止対策により可能な範囲で実施し、3回中止。	B	講座の内容や参加の方法について検討しながら、今の父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにする。	159人【200人】	感染防止対策により可能な範囲で実施したが、1回中止となった。	B	講座の内容や参加の方法について検討しながら、今の父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにする。YouTubeでの配信を行う。	—	—		
			計画事業	80	親の子育て力向上支援事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	親が子どもの発達について理解し、対応スキルを身につけられるよう支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育に関する不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	講座参加者数 (PT・PD)	300人	数値上昇型	165人【220人】	講座の年間予定を利用者に周知するとともに、コロナ禍ではあったが必要な方へは声掛けをし参加を促した。年間4回予定のところ、感染防止対策により可能な範囲で実施し、2回中止。	B	講座に対応する職員のスキルアップをする。必要な方に情報が届くよう、周知の方法を検討し参加者を増やす。	231人【250人】	感染防止対策により、定員を減らして開催したが、昨年度よりは延べ66人増加した。	B	引き続き、講座に対応する職員のスキルアップをする。必要な方に情報が届くよう、周知の方法を検討し参加者を増やす。	—	—		
			計画事業	81	保護者向け就学前教育に関する啓発	保育課 学務課 指導課 (令和3年度より、「庶務課(教育施策推進担当課長)」に変更)	保護者向けに就学前教育に関する啓発を行います。	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	保護者向けパンフレットの配布回数/年	1回	数値維持継続型	0回【0回(令和2年度は作成準備)】	保幼小連携推進プログラム検討会を開催し、プログラムの作成を進めた。	B	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成・配布する。	0回【0回(令和3年度は作成準備)】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、『豊島区乳幼児期の教育・保育のチェックポイントと取組事例』を作成し、区内の各教育・保育施設等に配布した。	B	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成・配布する。	不要	—	—	
③相談支援	育児や子育てに関する悩みや不安、問題の解決を図ります。	子育て一般に関する相談や、専門的な知識を要する相談など、子育てに関わる各種相談支援に取り組みます。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	子ども家庭に関するあらゆる悩みに対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	相談件数	11,996件	13,000件	数値上昇型	11,363件【11,400件】	コロナ禍で、電話・メール相談が前年度より362件増加した。(30%増)	A	些細なことでも気軽に相談できるように、引き続き情報発信を相談先としての周知に努める。	12,967件【11,800件】	来館者数の増加に伴い、広場相談が942件増加した。	A	引き続き、18歳までの相談もできることを周知し、幅広い相談に対応する。	不要	—	—
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①554件【600件】 ②4件【36件】	コロナ禍において、在園児に招いての子育て支援事業実施は困難な状況が続くことが予想される。こうした中でも、引き続き実施できる育児支援の取り組みを模索していく。	B	コロナ禍において、保育園に招いての子育て支援事業実施は困難な状況が続くことが予想される。こうした中でも、引き続き実施できる育児支援の取り組みを模索していく。	①618件【600件】 ②6件【36件】	大規模なイベント開催を縮小するなかでも、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	感染状況や国の感染対策にも踏まえながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	不要	—	—	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	保護者が適切な支援を受け子育てに取り組めるよう相談対応します。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	4,000件	数値上昇型	3,707件【2,600件】	訪問相談事業について周知活動を行うとともに専門的な助言を行った。	B	昨年度同様、周知活動に努め専門知識を活用し子育て支援に努める。	3,960件【3,800件】	訪問相談担当者を増員した。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら積極的に実施していく。	—	—		
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊婦・出産・子育てに関する心配事や様々な悩み、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠前から子育て期に関する相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	5,000件	数値上昇型	3,414件【4,800件】	コロナ禍により来所者数は減少したが、感染対策のため室内レイト変更や電話対応への注力を行った。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。	3,422【3,500件】	コロナ禍が続き、全庁的な来庁が必要な手続きの見直しもあり、来所者数は横ばいとなった。今後を見据えてインフォメーションの情報発信強化のため、YouTubeの制作等を行った。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知、SNS等による情報発信強化を進める。	—	—		
計画事業	74	マイはいくえん事業【再掲】	保育課	「マイはいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイはいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイはいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数 (1園あたり平均)	増加	数値上昇型	9.1人【10人】	コロナ禍で地域の来園者は限られていたが、その中でも園児などに来た方の登録や可能な範囲でイベント参加等も行った。	B	コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅の子育て家庭等を支援していく。	17.3人【15人】	感染対策を行いながら、人数を絞ったイベント開催、時間を絞った園開放などを行った。	A	感染対策をしながら保育園の特色を活かした取り組みを行い、電話相談などにより「マイはいくえん」時代の子育て支援を実施する。	不要	—	—				



具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(h)】	事業目標に資する令和3年度の取組み内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」																							
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実																							
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	重点事業	83	私立保育所施設整備助成	保育課	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	私立保育園の受入定員	4,629人	6,192 [6,852人]	数値上昇型	4,829人 [4,875人]	地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を5園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した	A	一部の地域においては保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を5園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した	5,084人 [4,995人] (82%)	地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を3園の新規開設した結果、待機児童ゼロを達成した。	A	乳幼児人口が減少傾向となる中で、保育需要は満たされつつあるものの、一部地域においては待機児童が発生している状況があることから、地域における保育需要を慎重に見極めながら、真に必要な地域に保育施設を整備していく。	必要	6,192	令和3年4月から令和5年4月開設までを毎年6園整備と見直し、それぞれ、2園、3園、2園と見直したことによる受入定員数の減。
			計画事業	84	通常保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズや保育需要を把握し、必要な保育を提供します。	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	在籍児童数(4月1日)	7,629人	数値維持継続型	6,256人 【保育需要を「目標」とするは困難】	コロナ禍での臨時休園等もあつたが、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	B	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。	6,285人	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染症対策を徹底しながら、必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。	不要			
			計画事業	85	区立保育園の民営化	保育課	区立保育園3園の民営化を進めます。	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。	公立保育園3園の民営化	3園	数値上昇型	0園 【0園(令和2年度は対象施設なし)】	令和元年度に実施した事業者選定で決定した事業者による駒込第二保育園の民営化に向けた保育引継ぎを実施した。	B	残り2園の民営化に向け、着実に事業者選定、保育引継ぎを実施する。	1園	駒込第二保育園の民営化が完了するとともに、残り2園の事業者選定の選定が完了した。また、池袋第三保育園については、保育引継ぎを実施した。	A	残り1園の民営化に向け、着実に保育引継ぎを実施する。	不要			
			計画事業	86	家庭的保育事業	保育課	家庭的な雰囲気です。少人数を対象に、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	B	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	不要			
			計画事業	87	小規模保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、小規模保育事業A型・B型・C型3つの事業類型により、家庭的保育事業に近い保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	B	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	不要			
			計画事業	88	事業所内保育事業	保育課	事業所の従業員の仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域の子どもを受け入れ、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	B	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	事業廃止のため取組なし。	不要			
			計画事業	89	居宅訪問型保育事業	保育課	保育を必要とする世帯の自宅でも保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅に1対1で保育を行います。	1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	保育需要を把握し、保育を提供した。	B	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	保育需要を把握し、保育を提供。	保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	不要			
			計画事業	90	臨時保育事業	保育課	待機児童対策事業として、認可保育所等へ入園内定が出なかった世帯への保育を提供します。	認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して特限的に整備した施設において保育を行います。	待機児童数	0人	数値維持継続型	0人 [0人]	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	B	引き続き、待機児童の受入れを継続する。	0人 [0人]	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	引き続き、待機児童の受入れを継続する。	不要			
			計画事業	91	認証保育所運営費等補助事業	保育課	認証保育所の開設・運営を補助し、保育サービスの充実を図ります。	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	認証保育所への補助	-	-	-	区内認証保育所7園および区外認証保育所10園に対し、運営費の補助を実施した。	B	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。	-	区内認証保育所6園および区外認証保育所12園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。	不要			
計画事業	92	延長保育事業	保育課	必要な家庭が安全に延長保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超過して保育が必要な幼児を対象に延長保育を実施します。	定員数	増加	数値上昇型	1,196名 [1,196名]	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員も拡大した。	B	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要に合わせた保育サービスを提供する。	1,204名 [1,204名]	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員も拡大した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要に合わせた保育サービスを提供する。	不要						
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	93	一時保育事業	子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター	必要な家庭が安全に一時保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月(保育園は1歳)から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	①一時保育利用時間 ②定員数	①16,000時間 ②増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①12,972時間 [14,000時間] ②45名 [20名]	新型コロナウイルス感染症に伴う保育園の臨時休園等の影響から、一時保育事業についても受け入れ見合わせや利用自粛を要請した。保育園の再開に合わせて、感染対策を実施したうえで、順次再開した。(感染拡大予防のため利用定員を7名に実施した。)	B	今後も需要も考慮し、必要に応じて利用定員数の拡大に努める。(新型コロナウイルスの感染状況が終息するまで利用定員を減らし実施を続ける。)	①15,918時間 [15,000時間] ②14名 [20名]	一時保育利用児は距離を置いて過ごすことやマスク着用が難しいことから定員7名での実施を続けた。	A	今後も需要も考慮し、必要に応じて利用定員数の拡大に努める。(新型コロナウイルスの感染状況が終息するまで利用定員を減らし実施を続ける。)	不要			
			計画事業	94	病児・病後児保育事業	保育課	病児・病後児の保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	実施施設数	4施設	数値維持継続型	4施設 [4施設]	新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を設けたうえで、4施設で病児・病後児保育を実施した。	B	新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、受け入れ基準を適宜見直ししながら、実施していく。	4施設 [4施設]	新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、受け入れ基準を適宜見直ししながら、実施していく。	A	新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、受け入れ基準を適宜見直ししながら、実施していく。	不要			
			計画事業	95	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	病児保育料の助成により、子育てと就労の両立を支援します。	学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気やけがにより登校困難になり、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。	利用件数	10件	数値維持継続型	1件 [10件]	事業初年度のため利用件数は伸び悩んだものの、全ての学童クラブに在籍家庭へのリーフレット配布、子どもスクップ所長会での事業説明等を行い、周知徹底に努めた。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、事業の定着を図る。	0件 [5件]	コロナ禍にあり事業実績は発生しなかったが、全ての学童クラブに在籍家庭に対し、年2回のリーフレット配布を行い、引き続き事業周知の徹底を図った。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、必要に合わせた実施ができるよう事業の定着を図る。				

具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度				令和3年度				目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ		
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組み内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	96	訪問型病児保育補助事業	保育課	訪問型病児保育の保育料補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	訪問型病児保育保育料の補助	-	-	-	-	延172日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	B	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	-	延345日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	不要		
			計画事業	97	休日保育事業	保育課	休日における保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	定員数	40人	数値維持継続型	40人【40人】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、3施設において休日保育を実施した。	B	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、引き続き休日保育を実施していく。	40人【40人】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、3施設において休日保育を実施した。	A	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、新規開設園での休日保育を開始し、受け入れ枠を拡大して実施していく。	必要	50人	令和4年度より、休日保育実施施設を1園拡大するため。	
			計画事業	98	短期特例保育	保育課	緊急に保育が必要な利用者に対し、保育サービスの充実を図ります。	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則1か月以内)欠員のある保育園で預かります。	受入人数	増加	数値上昇型	13人【12人】	延162日の短期特例保育を実施した。	B	引き続き、短期特例保育を実施していく。	27人【12人】	延346日の短期特例保育を実施した。	A	引き続き、短期特例保育を実施していく。	不要			
			計画事業	99	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	認証保育所利用者を対象に、保育料の補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	対象者への補助	-	-	-	延1,199人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	B	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。	延1,063人	延1,062人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。	不要			
			計画事業	100	保育コンシェルジュの配置	保育課	保育ニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、安心して保育所に入所できるよう支援します。	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	相談件数(申込み状況)	増加	数値上昇型	2,656件【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	B	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。	2,598件【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。	不要			
			計画事業	101	学童クラブ事業	放課後対策課	放課後の保育が必要な児童を支援します。	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	待機児童数	0人	数値維持継続型	0人【0人】	児童数の増加に加え、コロナ禍による子どもスクップの一般利用休止に伴う臨時入会などに対応するため、利用スペース・定員を確保した。	A	利用者の増加に対応する。	0人【0人】	児童数の増加に加え、コロナ禍による子どもスクップの一般利用休止に伴う臨時入会などに対応するため、利用スペース・定員を確保した。	A	引き続き利用者の増加に対応する。				
			計画事業	102	認定こども園の整備検討	保育課 庶務課(教育施策推進担当課長) (計画策定時は「学務課」)	区立幼稚園の認定こども園への移行を検討します。	区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。	公立認定こども園の設置数	1園	-	0園【0園】	関係各課で課題等を整理・検討し、分園型など既存施設を活用した認定こども園の設置に向け、検討を進めることにした。	B	分園型など既存施設を活用した認定こども園の設置に向け、検討を進める。	0園【0園】	池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について関係各課で連携し、検討を進めた。	B	分園型認定こども園の整備方法の検討、運営体制(組織体制、保育内容)、区立幼稚園のあり方の検討を進める。	不要			
			計画事業	103	区立幼稚園預かり保育の実施	学務課 (令和3年度から「庶務課(教育施策推進担当課長)」に変更)	区立幼稚園で「預かり保育」を実施します。	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	預かり保育の実施園数	3園	数値維持継続型	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施した。	A	全園での「預かり保育(長期休業中含む)」実施を維持する。	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施した。	A	全園での「預かり保育(長期休業中含む)」実施を維持する。				
			計画事業	104	私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	一時預かり事業の実施	増加	数値上昇型	1園【事業自体が私立幼稚園一時預かり事業の「推進」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	私立幼稚園における一時預かり事業をより一層推進するため、実施を検討する園との相談を実施した。	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	1園【事業自体が私立幼稚園一時預かり事業の「推進」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	実施を検討する園との相談を実施した。	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	不要			
			計画事業	105	私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	保育課	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図ります。	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保護者補助金の支給	-	-	-	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	B	継続して補助事業を実施する。	-	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	A	継続して補助事業を実施する。	不要			



具体的な取組			事業の概要							目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
②幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設環境整備を行います。	重点事業	106	子ども研修	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するため、保育や児童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,050人 【1,800人】	34講座 延べ受講者数1,050人 (その他、普通教員講習7回、延111人実施) コロナ禍中、原則各施設1名で実施、受講できない希望者には資料を配布し自己学習を促した。	B	ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。	1,141人 【1,800人】 63%	35講座 延べ受講者数1,141人 (その他、普通教員講習8回、144人実施) 感染症対策を講じた上で、演習やグループワークを可能な限り取り入れた研修を実施した。	B	ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。	不要	—	—
			計画事業	5	保育の質向上事業【再掲】	保育課	子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	①レミダワークショップ実施 ②CAPプログラム実施	①9園 ②9園	①数値上昇型 ②数値上昇型	①1園 【2園】 ②1園 【1園】	コロナ禍でそれぞれ1園ずつとなったが、感染防止対策を講じながら実施した。	B	感染症対策とより効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ1園 【2園】 CAPプログラム2園 【2園】	コロナ禍のため、レミダワークショップの実施が1園中止となったが、感染防止対策を講じながら実施した。	B	感染症対策とより効果的な事業内容の両立ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	不要	—	—	
			計画事業	107	区内保育施設イケア活用事業	保育課	子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。	区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乘坐し、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	延べ参加園数	105園	数値上昇型	109園 【73園】	サンシャインシティの協力を得て、サンシャイン水族館を加えることで、内容の充実を図った。	A	利用者アンケートの結果を踏まえ、児童が充実したときを過ごすよう行程の見直しを行う。	99園 【75園】	行程における時間の見直しを行い、バスの乗車時間などに余裕を持たせることで、子どもたちが安全に移動できるような配慮を行った。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるキャンセルも多く前年実績を下回った。	B	利用者アンケートの結果を踏まえ、児童が充実したときを過ごすよう行程の見直しを行う。	不要	—	—	
			計画事業	108	保育指導事業	保育課	区内の保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い保育を受けることができるよう保育の質を向上を図ります。	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	①巡回支援回数 ②検査実施施設数	241回 ①262回 ②49施設	①数値上昇型 ②—	①155回 【188回】 ②25施設 【58施設】	コロナ感染拡大防止の観点から巡回方法を変更し、指導検査方法を変更し、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	B	引き続き巡回指導及び検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。	①251回 【196回】 ②45施設 【51施設】	コロナ感染拡大防止の観点から電話巡回を実施する等、感染症対策に配慮して巡回を実施した。指導検査方法を事前に書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	A	引き続き巡回指導及び検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。	必要	241回	児童相談所移管に伴い、対象施設も増加するため。	
			計画事業	109	保育の質ガイドライン関係事業	保育課	保育の質ガイドラインの普及・啓発を通じ、豊島区全体の保育の質向上を図ります。	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	①新設園への「保育の質ガイドライン」の配付数 ②普及版の配布数	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①5園 80部 ②普及版増刷3000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」を配付するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。	B	「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。	①4園 65部 ②普及版増刷3000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」を配付するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。	不要	—	—	
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職歴に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	①実施数 ②人数	①10回 ②300人	—	①14回 【19回】 ②352人 【660人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、研修を行った。	B	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①10回 【10回】 ②453人 【300人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	不要	—	—	
			計画事業	111	私立幼稚園教育環境整備事業	保育課	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図ります。	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	教育環境整備補助金の支給園数	13園	数値維持継続型	13園 【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。	B	継続して補助事業を実施する。	13園 【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。	A	継続して補助事業を実施する。	不要	—	—	
			計画事業	112	区立幼稚園幼児期児童指導員育成事業	指導課	区立幼稚園に道徳性育成指導員を配置します。	幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に園児の道徳性育成等を担当する専任教諭を配置します。	区立幼稚園の道徳性育成指導員を配置した園数	3園	数値維持継続型	3園 【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置した。	B	今後も配置を維持する。	3園 【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置した。	A	今後も配置を維持する。	不要	—	—	
			計画事業	113	保育施設間の連携協力事業	保育課	保育施設の情報共有や連携を通じて、区内保育施設全体の保育の質向上を図ります。	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	良好な連携協力を実施	—	—	—	新型コロナウイルスに伴う臨時休業期間中は、日頃の連携をもとに、在籍園に固執せず公立保育園で応急保育を実施した。	B	継続して連携を実施する。	—	新型コロナウイルスにより、園児同士の交流は縮小せざるを得ない活動もあったが、情報交換を密に行うなど、コロナ禍でも可能な限り連携を図った。	B	継続して連携を実施する。	不要	—	—	
			計画事業	114	地域型保育施設への連携協力事業	保育課	連携協定に基づく交流や合同保育等を通じて、園児たちの遊び場や体験の機会の確保を図ります。	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行っています。	連携協力事業の実施	—	—	—	コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。	B	継続して連携を実施する。	—	コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。	B	継続して連携を実施する。	不要	—	—	
計画事業	115	保育施設の園外活動支援	保育課	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、園児の遊び場確保を図ります。	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと区立小学校の校庭や子どもスキップ施設の活用など、園児の遊び場確保を図ります。	利用回数等 ①小学校校庭開放 ②区民ひろば	①延べ100回1,000名 ②延べ13か所	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①延べ46回1,598名 【延べ100回】 ②延べ11か所 【延べ10か所】	コロナ禍であったが、感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図った。	B	引き続き感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図る。	①延130回1,916名 【延100回1,000名】 ②延11か所 【延10か所】	コロナ禍であったが、感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図った。	A	引き続き感染対策を万全にし、園児の遊び場確保を図る。	不要	—	—				
計画事業	116	保育施設の運営充実助成	保育課	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援します。	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育施設への補助	—	—	—	対象の全保育施設に対し、補助金を交付した。	B	引き続き、保育施設への補助を実施する。	—	対象の全保育施設に対し、補助金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実施する。	不要	—	—				
③幼稚園・保育所と小学校の連携	幼稚園・保育所・小学校の連携を促進します。	職員間の交流機会の提供や、連携促進を目的としたプログラムを開発していきます。	計画事業	117	保幼小連携推進プログラムの作成	「保幼小連携推進プログラム」を作成・検証します。	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめて「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	・0～5歳児の就学前プログラム ・小学校入学後のスタートプログラムの作成	「保幼小連携推進プログラム」に基づいた幼児教育の充実	保幼小連携推進プログラム検討会を開催	保幼小連携推進プログラム検討会を開催し、プログラムの作成を進めた。	B	令和3年度中に作成し、幼稚園・保育所・小学校での活用を図る。	保幼小連携推進プログラム検討会を開催し、プログラムの作成を進めた。	B	新たに幼児教育推進係を設置し、就学前教育（特別支援教育、保幼小連携）の研究・実践を行う。上記を反映した保幼小連携推進プログラムの検討する。	不要	—	—				
			計画事業	118	保幼小連絡会（仮称）の設置	「庶務課（教育施策推進担当課長）」に変更	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	保幼小連絡会（仮称）の開催回数/年	1回	数値上昇型	0回 【0回（令和2年度はプログラムの作成について検討）】	保幼小連携推進プログラム検討会を開催し、プログラムの作成を進めた。	B	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保幼小連絡会（仮称）の設置の検討を進める。	0回 【0回（令和3年度はプログラムの作成について検討）】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、『豊島区乳幼児期の教育・保育のチェックポイントと取組事例』を作成し、区内の各教育・保育施設等に配布した。	B	池袋小学校ブロックにおける保幼小連絡会を立ち上げ、連携の強化と課題の洗い出しを行う。	不要	—	—		

具体的な取組			事業の概要						目標管理																	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ							
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)			
<b>(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備</b>																										
①子どもの権利に関する学びの支援	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。	重点事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課 指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数		毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	0校【3校】		教育委員会と連携の上、子どもの権利擁護委員出張講座やCAPプログラム等の学校での「子どもの権利」学習プログラムの実施に向けた検討を行った。	C	講師派遣や民間団体等の出張講座やCAPプログラムなどの学校での「子どもの権利」学習プログラムの実施に向けた検討を行った。	1校【3校】		子どもの権利擁護委員出張講座とCAPプログラムを掲載したアンケートを区立小学校に実施し、長崎小学校にて子どもの権利擁護委員出張講座を行った。	B	作成したメニューを4月の校長会にかけ、アンケートを実施し、希望校には実施する流れを確立する。	不要			
			計画事業	119	人権課題に対する教育の充実	指導課	道徳の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進校事業を実施します。	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	都のプログラムを活用した授業の実施数		都のプログラムを活用した年3回以上の授業の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】		豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。人権尊重教育推進校事業を実施した。(千登世橋) 子ども若者課と連携し小学校向けパンフレットの作成をした。	A	今後も推進する。	年3回【年3回以上】		豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。人権尊重教育推進校事業を実施した。(巣鴨小)	A	今後も推進する。				
			計画事業	120	道徳教育の充実	指導課	学校において、児童・生徒の道徳性を一層充実させる研究や取組を推進します。	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	道徳に関連した研修の実施数		年間3回以上道徳に関連した研修の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】		中堅教諭等資質向上研修における道徳授業の研究をした。区立小中学校における道徳授業の研究をした。研究開発指定校における道徳と関連させたいじめ防止授業を実施した。	A	今後も推進する。	年3回【年3回以上】		中堅教諭等資質向上研修における道徳授業の研究をした。区立小中学校における道徳授業の研究をした。研究開発指定校における道徳と関連させたいじめ防止授業を実施した。	A	今後も推進する。				
②意見表明と参加の促進	学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	重点事業	121	子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	子どもが自らの意見や活動、主体的な活動を発信し、主体的な活動することを目指す。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	活動の周知、充実		各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	-		ISSの取組—区内小中学校8校 人権尊重教育推進校発表— 中学校1校 S N S 学校ルール中学校8校		ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。各中学校で S N S 学校ルールを自主的に見直しした。	A	引き続き、学校の日常的な活動を通して、子どもたちの自主的な取組を推進する。	ISSの取組—区内小中学校10校 人権尊重教育推進校発表— 小学校1校 S N S 学校ルール中学校8校		ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。各中学校で S N S 学校ルールを自主的に見直しした。	A	今後も年1回以上、学校のきまり(校則)について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。	不要		
③学校における体験機会の提供	学校における、子どもの体験機会を確保します。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	計画事業	122	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	子どもたちに質の高いアート体験を提供します。	区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO 等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。	プログラム提供日数	2日間		数値維持継続型	0日間【2日間】		令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業を中止した。	D	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、質の高い体験ができるよう、再開時期を検討する。	0日間【2日間】		令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業を中止した。	D	令和3年度同様感染状況を鑑みながら、再開を検討する。				
			計画事業	123	伝統・文化の継承	指導課	「豊島ふさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進します。	「区」の文化施策についての研修の実施数・「区」の地域教材への理解を深める研修の実施数		年1回以上伝統文化に関する研修の実施	数値維持継続型	年1回【年1回以上】		区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。トキワ荘を題材とした学習を小学校で実施し、校内研究のテーマとして研究した。	B	今後も推進する。	年1回【年1回以上】		区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。SDGsの取組として地域教材を活用した小学校が研究成果を発表した。	A	今後も推進する。					
			計画事業	124	次世代文化の担い手育成事業	指導課	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高める取組を推進します。	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	事業の実施数		幼稚園3園 小学校4校	数値維持継続型	幼稚園3園 小学校4校		地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。	幼稚園3園、小学校2校、中学校1校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】		地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。				
			計画事業	125	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	オリパラ学習の実施校数(指定小中学校において、先進的なオリパラ推進事業に取り組む。)		7校	数値維持継続型	7校【7校】		ポッチャ等を通じた障害者理解の授業を実施した。世界と子どもプロジェクトにおける国際理解教育を実施した。日本人として自覚と誇りを育てる教育を全校で実施した。	B	今後も推進する。	10校【7校】		ポッチャ等を通じた障害者理解の授業を実施した。日本人として自覚と誇りを育てる教育を全校で実施した。	A	全学校におけるオリンピック・パラリンピック教育は終了したが、東京都補助事業「文化プログラム、学校連携事業」指定校を中心に、全小・中学校において学校レガシーの実現に取り組む。				
<b>(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援</b>																										
①子ども・若者支援に関わる人への支援	子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課 指導課	子どもに関わる施設や地域でおとなが子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	①1回【5回】 ②0回【5回】 ③0回【2回】		職員研修は小規模で開催。その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。	C	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。	①4回【5回】 ②1回【5回】 ③1回【2回】		子ども若者課 出前講座は、人権教育推進校巣鴨小学校にて講座を行った。また、ファミリーサポートセンターで援助会員に向けても講座を行った。指導課「豊島区子どもの権利条例」に関する内容を取り入れた研修を実施した。	C	子ども若者課 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。	不要			
			計画事業	106	子ども研修【再掲】	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,050人【1,800人】		34講座 延べ受講者数1,050人(この他、普通救命講習7回、延111人実施) コロナ禍の中、原則各施設1名で実施、受講できない希望者には資料を配布し自己学習を促した。	B	ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。	35講座 延べ受講者数1,141人(この他、普通救命講習8回、144人実施) 感染症対策を講じた上で、演習やグループワークを可能な限り取り入れた研修を実施した。	B	ソーシャルディスタンス確保のため、引き続き広い会場の確保に努めるとともに、会場規模に見合った定員で実施する。参加できない希望者には、研修資料を配布する。	不要					
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業【再掲】	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象とした研修 ①実施数 ②受講人数		①10回 ②300人	-	①14回【19回】 ②352人【660人】		民間保育施設の保育士等を対象とし、研修を行った。	B	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①10回【10回】 ②453人【300人】		民間保育施設の保育士等を対象とし、研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	不要			



具体的な取組			事業の概要					目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度		令和3年度		目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ					
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)			
②子ども・若者支援に関わる人々のための環境整備	子ども・若者に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。	子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。	重点事業	126	教員の働き方改革推進事業	指導課	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けたり、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①研修3回、相談21日、巡回12校【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 ②全小・中学校にスクールサポートスタッフを配置する。 ③部活動指導員の活用を図りながら、地域による部活動指導員の実現に向け事業の検証・計画策定を行う。	①研修2回、相談85日【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】(200%) ②30校【30校】(100%) ③2校に配置【4校に配置】(50%)	①学校問題に明るく弁護士を活用し、トラブルへの対応に迅速に対応し、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクールサポートスタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	①学校問題に明るく弁護士を活用し、トラブルへの対応に迅速に対応し、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクールサポートスタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	不要	—	—	
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	—	—	—	—	窓口に来庁者に対し、通訳(またはタブレット端末)を通じた案内。	A	英語・中国語のみでなくその他の国への対応を検討する。(タブレットは12か国語に対応している。)	—	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を検討していく。	—	—
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	関与した学校数	30校	数値維持継続型	27校【30校】	拠点校配置型を一部導入した。区立小学校にクロームブックを導入し、オンライン面談等を実施した。	B	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。	—	不登校対策会議を全区立小中学校で開催し、学校とSSWによる積極的な支援と連携を図った。また、他関係機関との連携を強固に行うとともに、社会資源の発掘とネットワークの構築を行い、支援の幅を広げた。	B	従来の派遣型支援に加え、巡回型支援を開始することで早期発見、未然予防につなげる。	—	—	—

目標4「若者の自立と社会参加を支援する」

(1) 若者の自立支援

①日常生活への支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	128	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	子ども若者課	中高生が社会のなかで生きていく力を身に付ける機会を提供します。また困難に直面している中高生に対し、解決する一助となるよう支援します。	中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業(都エイス啓発事業ふぉーいーN P Oピッコラー)により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身につける機会を提供します。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	参加者数	120人	数値上昇型	79人【70人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ方への対応にとどまらず自分の身を守る知識を得る機会を幅広く提供した。日常生活能力向上講座を東京第一友の会により実施した。	B	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会となるよう事業実施する。	185人【150人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応にとどまらず自分の身を守る知識を得る機会を幅広く提供した。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会となるよう事業実施する。	不要	—	—
			計画事業	129	鬼子母神plus	地域保健課	若年者の健康と生活衛生(食品、環境)及び妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。	池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフライン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	展示替えの回数	年間12回	数値維持継続型	12回【12回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、緊急事態宣言中は閉館した。	B	結婚や妊娠・出産・子育てでのライフラインを自らの力で行うことを目指し、幅広い健康情報を発信していく。	12回【12回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、緊急事態宣言中は閉館した。	B	結婚や妊娠・出産・子育てでのライフラインを自らの力で行うことを目指し、幅広い健康情報を発信していく。	—	—	
			計画事業	130	若年者向け(40歳未満)健診事業	健康推進課	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。	実施回数	24回	数値維持継続型	20回【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間10回実施した。	B	継続して実施する。	19回【24回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、年間24回の予定のところ19回(生活習慣病予防健診9回、女性の骨太健診を10回)実施した。	B	継続して実施する。	—	—	
			計画事業	131	AIDS知ろう館	健康推進課	エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。	エイズについて、「正しく知り」「考え」そして「行動」できるよう学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点(ふぉーいー)が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供が行われています。	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、緊急事態宣言中は閉館したが、令和2年度の緊急事態宣言中以降は閉館した。	B	コロナ禍で変化した生活様式に即した啓発を発信していく。	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、緊急事態宣言中は閉館した。それ以外の時期はほぼ常時開館し、HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	B	情報提供の場として閉館を継続していく。	—	—	
			計画事業	132	エイズ予防教育	健康推進課	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	HIV感染者・エイズ患者が増加する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや性感染症に関する健康教室を実施しています。	実施回数	7回	数値維持継続型	0回【7回】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施でした。	D	中学校の受け入れが回復すれば、予防教育を実施する。	3回【7回】	区内中学校にて、エイズ予防のための健康教育を3回実施した。	C	中学校の受け入れが回復すれば、目標回数の予防教育を実施する。	—	—	
			計画事業	133	子宮頸がん検診	地域保健課	子宮頸がん検診の受診率向上させます。	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。	子宮頸がん検診の受診率	31.00%	数値上昇型	21.8%【36.8%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付。コロナ禍で受診控えがあったためか、前年度より受診率が低下した。	B	現在と同様、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付する。コロナ禍で受診控えが起きぬよう、感染防止対策を万全に検診を実施している旨周知を図る。	20.7%【26.0%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付する。感染防止対策を万全に検診を実施している旨をホームページ等で周知を図る。実施期間終盤に向け、受診再勧奨も実施する。	B	3年度以前と同様、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付する。感染防止対策を万全に検診を実施している旨をホームページ等で周知を図る。実施期間終盤に向け、受診再勧奨も実施する。	—	—	
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策	健康推進課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数(累積)	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①74.3%【70%】 ②2,850人【3,000人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したところのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモの配布、②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援、③ゲートキーパー養成講座3回実施、④自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行った。	B	コロナ禍で新たな生活様式の変化に伴うストレスを軽減し、地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図る。	①74.3% ※3年に1回の調査であり、最新の数値を掲載【70%】 ②2,995人【3,000人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したところのケア支援、鉄道会社とのキャンペーンを実施した。小中学生に相談メモの配布をした。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援をした。④区民向けゲートキーパー養成講座2回実施した。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行った。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図る。家庭や学校等の連携強化及びネットワークの推進を図る。	—	—	
			計画事業	135	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またワークショップ・サンドビッチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	参加者数	200人	数値上昇型	142人【150人】	(ジャンプ東池袋)冬休みに大学院生が昼食前後に相談会を開催した。(ジャンプ長崎)ピジョンワークを実施し精神的に不安定な中高生メンバーから職員へのアドバイスも実施した。	B	中高生の興味があるものから参加者を増やし、関係づくりをし、相談しやすい関係や環境を作っていく。	134人【150人】	(ジャンプ東池袋)参加型即興劇を観劇し自己表現の場を設定した。また冬休みに昼食前後に大学院生による相談会を開催した。(ジャンプ長崎)ピジョンワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくった。	B	継続し実施する。参加者が増えるような興味を持ちやすい働きかけを工夫する。相談しやすい関係や環境作りをしていく。	不要	—	—

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ					
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
①日常生活への支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	136	子ども・若者の消費者教育推進事業	生活産業課	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	小中学生向け啓発パンフレットの送付数 ①小学生用 ②中学生用		①1,400部 ②880部	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①1,403部 【1,403部】 ②870部 【880部】	区立小学校6年生 区立中学校1年生 へパンフレットを配布した。	B	区内小中学校に対し、学校側がより活用しやすいパンフレットの選定を検討し、より効果の高い啓発パンフレットを選定する。	①1,478部 【1,400部】 ②897部 【880部】	区立小学校6年生 区立中学校1年生 へパンフレットを配布した。	A	区内小中学校に対し、学校側がより活用しやすいパンフレットの選定を検討し、より効果の高い啓発パンフレットを選定する。				
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数		10回	数値上昇型	5回 【8回(区立中学校数)】	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施した。 なお、コロナ禍により、2年度は実施回数が減少した。開催できなかった学校に関しては、メッセージカードを活用した代替資料を配布した。	B	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施する。	10回 【8回(区立中学校数)】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施した。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望により「デートDV予防前講座」を開催した。 ・区内専修学校へデートDV相談周知カードを配布・設置協力依頼を行い、希望校へDV相談カードを配布した。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施する。希望施設・学校等へのデートDV予防前講座の実施する。				
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	重点事業	138	就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム)	福祉総務課	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを回るとともに、進路を“就職”とした者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	参加者数	73人	100人	数値上昇型	74人 【70人】	新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受けながらも、リモートや同意を得たアウトリーチなど様々な工夫をこらして、困難を抱えた若者への支援を実施した。	A	リモートによる合同セミナーやビデオトークなどを駆使しながら、進路決定をサポートする事業を展開する。	31人 【70人】	オミクロン株拡大を受け、その時期に予定していたセミナーの中止等があったことにより、昨年に比べ参加者の減少が顕著であった。	C	感染状況を考慮し、対面、リモートの適宜適切な選択を行う。継続したアプローチを行い、機会創出を意図した活動する。	不要	—	—	
			計画事業	139	若者自立支援事業	子ども若者課	ひきこもり等の若者の自立を支援するため、就労体験の機会を提供します。	ひきこもり等の若者に就労体験の機会を提供するため、中高生センタージャンプの清掃業務の一部を、若者の自立支援を行う団体に委託します。	清掃業務委託の修了人数		2人	数値維持継続型	0人 【2人】	前年度に委託した自立支援団体では、条件に合ったひきこもり等の若者が見つからず、委託には至らなかった。そのため、他の自立支援団体にも働き掛けてみたものの、同様に委託には至らなかった。	C	自立支援団体からの紹介が受けられる見込みが立たない一方、ジャンプの清掃業務は施設維持管理上で必要不可欠であるため、通常の清掃業務委託を拡充し、当事業は令和2年度をもって終了とする。	0人 【0人】	令和2年度末で事業終了のため、実施せず。	D	令和2年度末で事業終了、令和4年度以降も事業再開予定なし。	廃止			
			計画事業	140	子ども・若者支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等と連携し、生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	高校在籍率		100%	数値維持継続型	95.2% 【100%】	訪問・面接相談等を実施する中で、それぞれの課題を把握し、必要な情報提供や個々に対応して関係機関に繋げるなどの支援を行った。	B	貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して課題を把握し、必要に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行う。	100.0% 【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施した。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に対応して関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。				
			計画事業	141	就業支援事業	生活産業課	若年求職者と採用意欲のある企業とのマッチングの場を提供します。	求職者の職業相談を行う「ハローワーク池袋(池袋職業安定所)や東京しごと財団(東京都)、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	参加者数		60名	数値維持継続型	0名 【60名】	10月21日(水)に「ハローワーク池袋・豊島区・練馬区・板橋区共催で9月28日(火)に若年者就職相談会in豊島を開催予定だったが、コロナウイルス感染防止のため中止。	D	ハローワーク池袋・豊島区・練馬区・板橋区共催で9月28日(火)に若年者就職相談会面接会場を開催予定。	1回目28名 2回目33名が参加 【30名】 ※対象年齢指定なし	9月28日、1月21日にハローワーク池袋・豊島区・練馬区共催でハローワーク池袋就職面接会場を開催した。	A	新型コロナ収束が見通せないため、今後の開催についてはハローワーク池袋・豊島区で協議する。				
			計画事業	142	インターンシップの受入	人事課	公務職場を目指す学生の就労体験を支援します。	就業体験を通じ、学生の公務に対する理解を深めるとともに自治体行政への関心を高め、今後の就職活動等に活かします。	事業の継続		—	—	R2年目標値は設定していません	—	新型コロナウイルスのため中止した。	D	新型コロナウィルス感染予防を徹底し、事業を再開する。	15名	各大学よりインターンシップ研修生を受け入れ、各課に配置した。新型コロナウィルス感染予防として体調チェックシートを作成し実施した。	B	事業を継続し、前年より受け入れ数を拡大する。			
			計画事業	143	自立相談支援事業(ぐらしごと相談支援センター)	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、より効果的な就労支援を実施し、定着支援を強化します。	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困難、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	就労支援数		200人	数値上昇型	156人 【180人】	新型コロナウィルス感染症の影響や住居確保給付金の窓口混雑の影響を受け、十分な活動ができない時期もあったが、目標の就労支援数を概ね達成できた。	B	ビデオトークを利用し就職面接の場を企業側に提供しながら、効果的な支援を実施する。	125人 【130人】	ビデオトークの活用が進み、選択肢が増えたことからより当事者に寄り添った支援を実施した。	B	引き続き、ビデオトークを活用しながら、相談者に寄り添える進路サポート事業を展開する。				
			計画事業	144	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、その方の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもちともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	就労支援数		50人	数値維持継続型	42人 【45人】	新型コロナウィルス感染症の影響や住居確保給付金の窓口混雑の影響を受け、十分な活動ができない時期もあったが、目標の就労支援数を概ね達成できた。	B	新型コロナウィルス感染症の状況を見ながら、アウトリーチ等を強化し、就労の基礎作りを目指す。	67人 【50人】	社会参加を第一の目標とし、オーダーメイドの支援プランを提示した。概ね目標数も達成した。	A	アウトリーチに繋げることを念頭に置き、より当事者にとって魅力的と思われやすい進路サポート事業を展開する。				
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数		300人	数値維持継続型	377人 【300人】	希望の職種や条件を聞き早期に就労できるよう就職活動のアドバイス・情報提供を行った。	A	それぞれが抱える課題を把握し本人に寄り添いながら就労に向けた支援を行う。	433人 【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題、問題点、経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。				
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	計画事業	146	就労意欲喚起事業(就労意欲喚起)事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	90人	数値維持継続型	86人 【90人】	新型コロナ感染予防対策を行いながら、就職セミナー、ボランティア参加等を実施した。	B	就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	84人 【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要支援者の抱える課題を把握し、個々に対応したプログラム参加を促した。それにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える課題を把握し、個々に対応したプログラム参加を促し、就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。					



具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			令和6年度 見直し ※重点事業のみ					
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
<b>(2) 若者の参加支援</b>																								
①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	重点事業	147	中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したO・B・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①70人 【①100人】 【②1,000人】 【③200件】 【④120件】	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①73人【80人】 ②779人【1,200人】 ③266件【100件】	コロナ禍で延べ利用者は伸び悩んだが、高校を卒業した世代が、ボランティアとして活動できる機会を提供した。また、コロナ禍において不安・ストレスを抱える若者の増加に伴い、関係機関と連携し、相談対応に取り組んだ。	B	居場所・活動の充実。	①50人【60人】 ②990人【900人】 ③224件【150件】	数としては多くないが、サポートを必要とする若者に継続して関わることで効果的な支援となった。またボランティアとして活動できる機会を提供した。	B	引き続き、居場所・活動の充実を図る。卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との連携し役としての役割を果たす。	必要	①70人 ②1000人 ③200件	ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。	
			計画事業	148	若者支援事業	学習・スポーツ課	つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくります。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	5回 76回	数値上昇型	1回【65回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止となったが、みらい国際映画祭(オンライン)と廃校文化祭(リアル)で実施し、若者が主体的に活動できる機会を確保した。	C	オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。	2回【65回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止となったが、みらい国際映画祭(オンライン)と廃校文化祭(リアル)で実施し、若者が主体的に活動できる機会を確保した。	C	オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。	必要	令和6年度の目標値を5回にする。	令和2年度よりカウント方法を変更したため。		
			計画事業	149	としまコミュニティ大学	学習・スポーツ課	人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、7大学に在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとします。	豊島区と区立7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。	事業実施回数	65回	数値維持継続型	40回【52回】 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、例外的に設定	7大学と連携したとしまコミュニティ大学の実施。	B	オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。	66回【52回】 ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、例外的に設定	新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリットで講座を開催するなど学びを止めない工夫をしながら事業運営を行った。	A	オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。					
			計画事業	150	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	子ども・若者の読書機会の提供をします。	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	読書普及企画の実施数	年1回以上	数値維持継続型	0回【年1回以上】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、未実施。	D	継続実施する。	6回【年1回以上】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からYA向けイベントは実施できなかったが、YA向け企画展示を6回実施した。	A	YA向け企画展示を継続実施する。また新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、学校単位での図書館訪問の受け入れを再開する。	不要				
			計画事業	151	としまscope		「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主張は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	ひと月当たりの平均ページビュー数(前年度は平均3,000)	6000回	数値上昇型	5,683回【4,000回】	これまで取り組んできた、まちで活躍する人へのインタビュー記事の掲載のほか、FF協定事業記事、地域メディア連携を展開した。	A	令和2年度をもって本事業の廃止が決定。なお、としまscopeのFacebookについては名称を「豊島区「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室」に変更の上、継承。	計画事業No.151【再掲】へ継承	計画事業No.151【再掲】へ継承	A	計画事業No.151【再掲】へ継承					
			計画事業	138	就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム)【再掲】	福祉総務課	子ども・若者の進路指導決定に対するサポートを行います。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	進路支援数	40人	数値上昇型	28人【20人】	新型コロナウイルス感染症により学校が休校するなど影響を受けたが、その中でもリモートによる合同セミナーを開催した。	B	さらに学校と連携しながら、少ない接触機会をどのように増やすかを検討していく。	6人【25人】	オミクロン株拡大に伴い、案内機会が失われたことが失速の主な要因であった。	C	ビデオトークなどのオンライン面談も選択肢に入れながら、接触機会を増やす。					
②社会参加の推進	若者の社会参加を促進します。	社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。	計画事業	152	としま暮らし会議プロジェクト	国際文化プロジェクト推進担当部長企画課 企画課 「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室	若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「わたしらしく、暮らせるまち。」を実現したいのと一歩を踏み出す支援を行います。	「わたしらしく暮らせるまち。」をテーマに、「わたしらしく暮らせるまち。」をテーマに、区在住・在勤・在学者等によるそれぞれが主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな担い手の創出に取り組んでいきます。	としま暮らし会議新規参加率	-	-	-	前年度までのとしま暮らし会議から形を変え、これまでのとしま暮らし会議で培った手法を庁内へ水辺展開することとなり、1回研修を実施した。	B	令和3年度は区役所職員と地域で活動している人を掛け合わせた研修を検討中。	0回	コロナの影響で開催せず。	D	令和4年度以降は、豊島暮らし会議の位置づけや仕組みを見直し、改めて、地域で活躍している人々と区が繋がっている仕組みを構築していく。					
			計画事業	153	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	各種啓発事業の適正な実施	-	-	主権者教育講座(年3回実施)、明るい選挙ポスターコンクール(年1回)等	B	今後も推進する。	主権者教育講座(年4回実施)、明るい選挙ポスターコンクール(年1回)等	主権者教育講座に加え、定時登録時に啓発ハガキを送付した。	A	昨年度に引き続き啓発ハガキを送付する。また、新型コロナウイルスにより近年中止していた街頭啓発を実施する。						
			計画事業	154	地域防災力向上事業	防災危機管理課	新たな地域防災の担い手を創出します。	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	若者を対象とした防災啓発事業の実施	年2回程度実施	数値維持継続型	0回【2回】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。	D	学校や町会等と連携しながら実施に向け検討する。	7回【2回】	区内小中学校7校(において防災授業を実施した。	A	区内小中学校において防災授業を前年度より拡大して実施する。区内の高等学校にて生徒を対象に防災授業を実施する。	不要				
②社会参加の推進	若者の社会参加を促進します。	社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。	計画事業	148	若者支援事業【再掲】	学習・スポーツ課	つどう、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくる。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	70回	数値上昇型	1回【65回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止となったが、みらい国際映画祭(オンライン)と廃校文化祭(リアル)で実施し、若者が主体的に活動できる機会を確保した。	C	オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。	2回【65回】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多くの事業が中止となったが、みらい国際映画祭(オンライン)と廃校文化祭(リアル)で実施し、若者が主体的に活動できる機会を確保した。	C	オンラインでの事業実施を含め、事業の継続、充実を目指す。					

具体的な取組			事業の概要						目標管理																
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【I内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【I内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【I内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)		
<b>目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」</b>																									
<b>(1) 状況に応じた支援</b>																									
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子育て支援課	子育て支援センター	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	84% 【55%】	数値上昇型	54.8% 【64%】	個別ケースに関わる検討会議を年645回開催し、関係機関も含めて必要な情報共有、役割分担をしながら、虐待対応に当たった。	B	引き続き、関係機関との連携を密にし、地域のつながりの中で、虐待等要支援家庭の見守り、支援を行っていく。	45.7% 【66%】	通常の虐待対応に加え、コロナ感染に伴い、一時的に養育困難に陥る家庭についても、関係機関と連携し、子どもの養育環境が整うよう支援した。	C	児童相談所の開設に伴い、各機関の連携を強め、役割分担をしながら要支援家庭の支援を行っていく。	必要	84.0%	後期基本計画の目標値と一致させるため。		
			計画事業	155	母子生活支援施設	子育て支援課		生活や養育に課題のある母子世帯に対し、入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	20世帯	20世帯	数値上昇型	18世帯 【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行っている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援をおこなう。	15世帯 【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるよう支援をおこなう。	不要			
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子育て支援課	子育て支援センター		子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	20件	20件	数値上昇型	15件 【7件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談を実施する。	12件 【13件】 60%	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続きジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。 権利擁護センターの設置に合わせて周知の方法等を検討していく。			
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	子育て支援課			児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ緊ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	-	-	-	-	-	設置計画書を作成するとともに、組織・人身体制確保のため、計画的な職員採用と他自治体への職員派遣等を実施した。	A	政令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、より具体的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを着実に進め、円滑な運営のための体制整備を推進する。	-	東京都3回の協議を終え、厚生労働省に対して政令指定要請を実施した。児童相談所での経験豊富な人材を任期付職員として採用し検討体制を強化するとともに、東京都への業務引継ぎ派遣を開始し、業務移行に向けた体制整備を行った。	B	引き続き、東京都への職員派遣及び協議の場を通じて、業務引継ぎを着実に実施する。また、死亡事故ゼロに向け、複合施設としてのメリットを活かした支援機能の強化を図るとともに、保護児童の人権を尊重した保護所運営の検討を進める。				
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課			DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようになります。他部署と連携し女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	14,000件	14,000件	数値上昇型	10,746件 【12,000件】	相談件数は目標値を下回ったが、DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施した。	B	あらゆる機会をえとらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。	10,689件 【12,000件】	DV被害者の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を実施した。	B	あらゆる機会をえとらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設定する。	不要		
②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。	社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。	重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	子育て支援課		社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	①4回 【4回】 ②19家庭 【18家庭】 ③16家庭に変更有	里親出張相談会及び養育家庭体験発表会を実施した。広報活動には専門的なノウハウを持つNPO団体を活用した。	B	引き続き社会的養育の基盤整備に向けた取り組みを進めるとともに、児童相談所開設後の専門機関との連携及び支援の在り方についても検討する。	①3回 【3回】 ②16家庭 【19家庭】	里親出張相談会及び養育家庭体験発表会を実施した。Web広告・SNS等を使ったイベントの告知をした。区内ファミリー向けマンションや戸建て住宅へのチラシのポスティングをした。	B	児童相談所開設後も引き続き、里親包括支援事業者と連携しながら区内の社会的養育の機運醸成を図る。	不要	-	-			
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アシスとしま)【再掲】	子ども若者課		学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせて支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件 (重篤化する前の予防的な相談を増やす)	①数値上昇型 ②数値上昇型	①19件 【16件】 ②27件 【26件】	コロナ禍のため来所相談、アウトリーチが減少したが、登録者には電話連絡を定期的に行った。ツイッター、インスタグラムなどで対象者に届くよう工夫しながら情報発信を行った。	B	18歳までの不登校の相談は教育センターでも行っているため、18歳前から並行的な支援を行なうことが切れ目なく引き継いでいくよう、更に連携を強化する。	①22件 【18件】 ②20件 【28件】	公立小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアシスとしまに直接メッセージが送れるツールを作成した。必要に応じて指導課、子ども家庭支援センター等と連携し支援を行った。	B	令和3年度に引き続き公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センターと連携を強化する。	不要	-	-		
			計画事業	157	袖子の木教室(適応指導教室)	教育センター		不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何れでもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシキターとして機能します。	義務教育終了時点の社会復帰率	100%	90% 【100%】	90% 【100%】	福祉専門職であるSSWとの連携に加え、心理専門職を配置することで、不登校要因の解消に向けた支援を強化する。	B	不登校児童・生徒数の増加に対応する。	90% 【100%】	入級目的に対応するために学習と居場所として活動場所の区分やそれぞれの機能の充実及び、運営の改善を図ると共に、SSWとの連携や心理職の活用を引き続き実施した。	B	不登校児童・生徒数の増加に対応する。						
			計画事業	158	教育相談	教育センター		養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児と保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	460件	460件	数値維持継続型	412件 【460件】	コロナ感染予防対策として、相談時間の短縮化のため申請書類をホームページに掲載し、事前にダウンロードできるようにした。また、学校・関係機関等との連携強化を行った。	B	新たな相談方法の導入を検討する。	395件 【460件】	令和3年度も緊急事態宣言が発出された影響もあり、要項は相談件数が減少傾向にあった。そのため、相談者のニーズにあわせて来所相談から電話相談に切り替えるなどの柔軟な対応を行ったため、年間相談件数は微減であった。	B	相談者ニーズの多様化にあわせて、オンラインやメール相談等の実施について検討する。				
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課	教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)	30校	30校	数値維持継続型	30校 【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も推進する。	30校 【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、2校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	B	今後も推進する。					
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター		学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	支援・関与数	180件	180件	数値上昇型	82件 【120件】	コロナで休校が続くなどの影響により、拠点校設置型を一部導入することはできなかったが、支援にクロムブックを導入し、オンライン面談等を実施するなど、コロナ禍に適した支援を行った。	B	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。	117件 【120件】	不登校対策会議を全区立小中学校で開催し、学校とSSWによる積極的な支援と連携を図った。また、他関係機関との連携を重に行うとともに、社会資源の発掘とネットワークの構築を行い、支援の幅を広げた。	B	従来の派遣型支援に加え、巡回型支援を開始することで早期発見、未然予防につなげる。					
			計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課		「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者への支援も推進します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な自己認知的傾向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	①設置に向け検討 ②—	「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①設置に向け検討 ②—	「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②—	①新型コロナウイルス感染症の影響が生じており、様々な事業がスケジュールの変更が発生しているため。 ②—	
計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子育て支援課	子育て支援センター		子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	20件	20件	数値上昇型	15件 【7件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談を実施する。	12件 【13件】 60%	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等を検討していく。						



具体的な取組			事業の概要							目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	重点事業	159	生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	福祉総務課	地域の無科学習団体の支援及び拡大を図ること、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種補助制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無科学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営においての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	①支援者数 ②無科学習団体数(とこネット登録団体)	①47人 ②14団体18教室	①42人 【①60人】 ②— 【②20団体25教室】	①数値上昇型 ②数値上昇型	①15人 【30人】 ②18団体20教室 ③14団体18教室 【18団体18教室】	新型コロナウイルス感染症がまん延し、緊急事態宣言も発出されたことにより、子どもとの接触機会が減少してしましました。そのような状況においても、リモートを使うなど工夫して事業を実施した。	B	毎月の定例会はZOOMによる開催により、情報共有の場を失わないよう、教育部との連携を行いながら効果的な学習支援を実施する。	①28人 【30人】 ②16団体18教室 【18団体18教室】	休止することはあるものの、完全予約制による「定員を絞るなど各団体で工夫し、子どもとの接触機会を作り、昨年度よりも開催回数を増やした。	B	ZOOMなどを利用して団体間の情報共有の場となる定例会を開催し、関連部署との連携を行いながら効果的な学習支援を実施する。	①必要 ②不要	①42人 ②—	①子どもとの接触機会が減少していることに鑑み。 ②—
				140	子ども・若者支援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもつて自立した生活を送れるようになります。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で課題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無科学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていきけるよう支援します。	高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	95.2% 【100%】	訪問・面接相談等を実施する中で、それぞれの課題を把握し、必要な情報提供や紹介に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	B	貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して課題点を把握し、必要に応じて関係機関に繋げるなどの支援や情報提供等を行う。	100.0% 【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施した。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。	不要	—	—
				160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見える化、アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自身が生活再建を進めるための支援を行います。	家計改善支援数	70人	数値上昇型	66人 【65人】	住居確保給付金の利用促進など効果的な支援を実施した。	B	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施する。	61人 【70人】	住居確保給付金に加え、新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金で窓口につながった相談者等に対しても支援を実施した。	B	新施策によつてつながった相談者に対しても状況に応じた適切な支援を実施する。	—	—	—	
				161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無科学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	100%	数値維持継続型	95.2% 【100%】	小中学校は基礎的な学力を身につけ高校進学を目指すように、高校生は学力を伸ばすことと進路・進学を踏まえた情報提供を行った。	B	貧困の連鎖を防止するために、専門の支援員がケースワーカーと連携して課題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行う。	100.0% 【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や課題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。	—	—	—	
				162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	25人	数値維持継続型	20人 【25人】	生活保護世帯の小中学生が、家庭環境により学習機会が失われないよう、ケースワーカーを通じて申請を促した。	B	家庭環境により学習機会が失われないよう、ケースワーカーを通じて申請を促す。	18人 【25人】	生活保護世帯の小中学生が、家庭環境により学習機会が失われないよう、ケースワーカーを通じて申請を促した。	B	家庭環境により学習機会が失われないよう、ケースワーカーを通じて申請を促す。	—	—	—	
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	163	奨学金支援事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を積極的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯	①98.0% ②85.0%	①97.7% 【98%】 ②82.7% 【80%】	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	該当する世帯に書類を送るほか、ホームページでも周知を行なった。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼した。	B	生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、なるべく早い時期からケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼する。	①93.5% 【98%】 ②84.1% 【82%】	該当する世帯に書類を送るほか、ホームページでも周知を行なった。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼する。	B	生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、なるべく早い時期からケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼する。	—	—	—	
				164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数	申請者数を令和2年度と比較して5%増、2126名を目指す。	数値上昇型	2,025名 【1,860名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行った。	A	引き続き広報活動を進める。	1,955名 【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行った。	B	引き続き広報活動を進める。	—	—	—	
				165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に対し、塾代や受験料の提供を実施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	300人	数値上昇型	261人 【135人】 【280人】	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施した。	B	さらなる周知活動を実施し、支給決定数を増加させる。	125人 【200人】	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施した。	C	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施した。	—	—	—	
				166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額(上限あり)を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。	支給決定数	100人	数値上昇型	1,592人 【50人】	新型コロナウイルス感染症の経済対策として位置づけられ支給要件も限定的に緩和されたため、利用者数が爆発的に増加した。一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延が終息し、平時に戻ると要件も変更される件数も一昨年度の件数に戻ることが想定される。よって、目標件数は平時の基準により算出する。	A	コロナの影響が終息した際には、就職活動支援を再開し、就職活動支援を強化する。	779人 【50人】	昨年度と比較すると申請件数は落ち着いたものの、全てが平時の要件には戻っておらず、未だ平時比べ高い水準にある。平時に戻ると要件も変更される件数も一昨年度の件数に戻ることが想定される。よって、目標件数は平時の基準により算出する。	A	新型コロナウイルス感染症の終息は未だ見えないものの、経済活動における制約は緩和されていることから、今後の要件緩和終了に応じて周知活動支援を再開し、適切な就職活動支援を実施する。	—	—	—	
				167	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食糧や必要とする方に食料を届けます。	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食料を子ども食糧や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会へ提供した食料数	640kg	数値上昇型	603kg 【令和2年度は目標設定しない】	食品ロス削減啓発冊子の改定、池袋マルイとの連携によるフードドライブの実施、食品ロス削減推進計画を策定した。池袋マルイにてフードドライブを行い社協やNPOに届ける業務を実施した。また、前年に比べ広報活動に力を入れたところ集まった食品の数が増えた。	A	フードドライブ等、食品ロス削減の取組を普及させるために従来の啓発方法に加え、より効果的な手法を検討する。	1,673kg 【610kg】	・西武池袋本店や池袋マルイとの連携によるフードドライブを実施した。 ・食品ロス削減月間に合わせて、ポスターを中央図書館の企画で展示した。 ・としまテレビや広報誌を活用し、フードドライブを含めた食品ロス削減の取組を紹介した。	A	新たな民間事業者等と連携を、フードドライブを実施する等、食品ロス削減に関する取組を周知する。併せて、効果的な啓発方法を引き続き検討する。	—	—	—	
				24	コミュニティーソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティーソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①6回 【64回】 ②58人 【1,370人】	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりに、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方を見直し、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っている。	①14回 【64回】 【(22)】 ②61人 【1,377人】 【(4%)】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となった。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、オンライン学習会を開催したり、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方を見直し、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っている。	—	—	—	
				145	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	300人	数値維持継続型	377人 【300人】	希望の職種や条件を聞き取りながら、就職活動のアドバイス・情報提供を行った。	A	それぞれが抱える課題を把握し本人に寄り添いながら就労に向けた支援を行う。	433人 【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題、問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	—	—	—	
				146	就労意欲喚起事業(就労意欲喚起)事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	90人	数値維持継続型	86人 【90人】	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、就職セミナー、ボランティア参加等を実施した。	B	就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	84人 【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要支援者の抱える課題を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える課題を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	—	—	—	

具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	事業目標に資する令和2年度の取組み内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(h)】	事業目標に資する令和3年度の取組み内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	重点事業	168	ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	相談件数	9,384件	10,000件	数値上昇型	7,455件【9,000件】	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、高附金を利用した食糧支援をのべ1,655世帯におこなった。	B	引き続き相談対応に重点をおき、生活安定に向けて支援につなげていく。	7,293件【9,000件】	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。また、しま子ども若者応援基金を利用した食糧支援をのべ1,492世帯におこなった。	B	引き続き相談対応に重点をおき、NPO団体とも連携し、生活安定に向けた支援につなげていく。	不要	—	—
			計画事業	169	養育費に関する取り決め促進事業	子育て支援課	養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指す。	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確保を履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	事業利用者数	15件	15件	数値維持継続型	6件【15件】	令和2年度実績としては6件にとどまったものの、離婚前相談から事業の周知につとめ、養育費取決めの必要性を伝え、	B	離婚前からの相談支援により養育費の取決めの重要性を伝え、具体的な専門相談への連携を強めていく。	9件【15件】	離婚前相談から事業の周知につとめ、ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの必要性を伝えた。	B	離婚前からの相談支援につとめ、養育費の取決めの重要性を相談者に伝え、具体的な専門相談への連携を強めていく。	不要	—	—
			計画事業	170	母子及び父子福祉資金	子育て支援課	ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進を図ります。	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	貸付件数	60件	60件	数値維持継続型	44件【60件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なことを説明し事業案内に努めた。学習支援事業の保護者にも説明会を行い、早めの相談を促した。	C	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談を取り入れ、返済も含めた長期的な相談を行う。	25件【50件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なことを説明し事業案内に努めた。学習支援事業の保護者にも説明会を行い、早めの相談を促した。	C	まとまった資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談を取り入れ、返済も含めた長期的な相談を行う。	不要	—	—
			計画事業	171	母子家庭等自立支援給付事業	子育て支援課	資格取得、講座取得を促しひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	事業利用者数	18人	18人	数値上昇型	14人【15人】	ひとり親の生活相談者に対し、長期的な視野を持って増収を図るための資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性とその給付についての周知を行う。	15人【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、長期的な視野を持って増収を図るための資格取得や講座の案内を行った。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性とその給付についての周知を行う。とわけ離婚前の相談者に対して積極的な案内を行う。	不要	—	—
			計画事業	172	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	ひとり親の自立促進のために転職、就職等の就労支援を行います。	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	就職率	80%	80%	数値維持継続型	65%【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。	B	就労しただけでは終わらせず、安定して就業できているかを重視して相談継続していく。	53%【80%】	ハローワークと連携し就労、転職支援をおこなった。	B	就労の内容まで踏み込み、長期的な寄り添い対応を行う。就労しただけでは終わらせず、安定した就業を重視して相談継続していく。	不要	—	—
			計画事業	173	福祉住宅	福祉総務課(計画策定時は「住宅課」)	住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	民間賃貸アパートに住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数	20戸	20戸	—	0戸【8戸】	福祉住宅の空き状況により募集するため、令和2年度の実績は0戸。福祉との連携強化のため、事業の所管を令和3年度より保健福祉部に移管した。	B	引き続き募集を続ける。	2戸【8戸】	福祉住宅の空き状況により募集するため、令和3年度の実績は3戸。令和3年度中の給付は2戸。福祉との連携強化のため、事業の所管を令和3年度より保健福祉部に移管した。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	不要	—	—
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもに対する学習支援を図ります。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みへの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率	100%	100%	数値維持継続型	100%【100%】	コロナ禍において教室に集まることが困難で中止もあったがリモート授業を取り入れた。少人数で回数を増やし開催するなど、工夫を重ねながら学びを絶やさない努力を行った。	A	昨年同様、つながりやを絶やさないよう工夫をしながら学びを絶やさないよう努力を続ける。	100%【100%】	コロナ禍が収まらない中、開催回数を週1から2回増やし教室内人数を分散させる形態を定着させた。リモートでの参加も可能にする仕組みの確立、親面接等にも力を入れた。	B	コロナ禍においても中断することないつながりやを重視し、希望高校への進学を目指す。親とも連携し、必要支援を提供していく。	不要	—	—
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)【再掲】	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	100日	100日	数値維持継続型	80日【100日】	保健師や子どもの権利グループからの相談から繋がる形で、要支援家庭の利用をすすめた。	B	要支援家庭の見守りから、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。	121日【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談から繋がる形で特定妊婦、要支援家庭の利用をすすめた。	A	特定妊婦の産前産後の見守りを含め、要支援家庭の見守りから、母子生活支援施設の利用に向けた体制を作る。	不要	—	—
計画事業	155	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	20世帯	20世帯	数値維持継続型	18世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行っている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるよう支援をおこなう。	15世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行っている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるよう支援をおこなう。	不要	—	—			
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	重点事業	174	発達支援相談事業	子育て支援課 子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活を送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。(児童発達支援事業)	発達相談件数	5,048件	5,200件	数値上昇型	4,556件【4,800件】 88%	コロナ禍であったが、できる限り開所し、指導や対応が切れることがないよう事業を実施した。発達相談：4,556件	B	引き続き、支援を必要とするお子さんとその家族の相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関との連携も行っていきます。	5,048件【4,900件】 97%	年間を通して開所した。イベントも感染防止に努めながらできる限り、実施した。	B	外部施設を借り、相談対応の枠を広げ、支援を必要とするお子さんとその家族へ早期の対応を行う。	不要	—	—
			計画事業	175	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	重度障害者の学習する場を支援します。	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	—	—	—	—	—	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	—	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業であるため、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	—	—	—



具体的な取組			事業の概要						目標管理																		
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度				令和3年度				目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)				
⑥障害のある子ども、若者への支援	心身に障害のある子ども、若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	176	発達支援センター(仮称)の設置検討	教育部保健福祉部子ども家庭部	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」(仮称)の設置を検討します。	-	-	-	-	-	-	D	-	-	-	-	D	-	-	-	-	-	-	
			計画事業	177	発達障害者相談窓口	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の相談者数	相談者数180人	数値上昇型	171人【150人】	発達障害者相談窓口において相談に応じ、適切な関係機関につなぐ。	B	関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	206人【160人】	区民向けに広報としま・講演会実施時、関係機関向けに連携会議やリーフレット配布等で窓口の周知を幅広く相談に応じ、相談内容により、関係機関と連携をとった。	A	窓口の周知に努め、引き続き関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	-	-	-	-	-			
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談	教育センター	-	-	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	-	-	-	R2事業休止	-	休止	-	休止	-	休止	-	-	-	-	-	-	-	-
			計画事業	179	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	指導課	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実させます。	全校園における交流及び共同学習の実施	全校園における交流及び共同学習の実施	-	-	要小学校で交流・共同学習実施	東京都補助事業として要小学校をモデル校とし、インクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業を継続し、区内小・中学校へ取組を広めていく。	要小学校で交流・共同学習実施	東京都補助事業として要小学校をモデル校とし、インクルーシブ教育の構築に向け事業を実施した。	A	モデル校での事業を継続し、豊島区特別支援教育推進計画に基づき、区内小・中学校での交流及び共同学習を推進する。	-	-	-	-	-		
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業	子育て支援課子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスクップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数	500回	数値維持継続型	392回【500回】	保育園、子どもスクップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。	B	昨年度同様、巡回心理訪問相談の実施依頼を積極的に受けていく。	495回【450回】	保育園、子どもスクップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。	A	コロナ禍において感染状況に留意し巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスと保護者相談対応を行う。	-	-	-	-	-			
			計画事業	181	発達障害者心理相談補助事業	障害福祉課	発達障害の当事者やその家族が、発達障害に関する問題について、区内大学の心理相談(カウンセリング)を受けられる際の支援をします。	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談(カウンセリング)を受けられる際の費用の一部を補助します。	適正な補助金の支出数	360件	数値維持継続型	206件【360件】	新型コロナウイルス感染症拡大のため実施機関の一時閉鎖があったが、再開の見通し等情報共有を密に行った。	B	新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているため、カウンセリングの受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	354件【360件】	区民向けに区ホームページで事業の周知を行うとともに関係機関向けに連携会議等で事業内容の周知をし、利用に繋げた。また、カウンセリング実施機関と密に情報共有し補助金の支出をした。	A	引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等によるカウンセリングの受け入れ状況等の情報共有をし、円滑な事業運営を行う。	-	-	-	-	-			
			計画事業	182	障害児保育事業	保育課	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ向う障害児訪問保育を実施します。	必要なサポートを行いながら保育を実施	-	-	-	コロナ禍での臨時休園等もあったが、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	B	引き続き障害のある乳幼児を受け入れて事業を継続。	-	コロナ禍でも、感染対策を徹底したうえで、必要な保育の提供と保護者への支援を行った。	A	引き続き障害のある乳幼児を受け入れて事業を継続。	不要	-	-	-	-			
			計画事業	183	学童クラブでの障害児受入	放課後対策課	放課後の保育が必要な障害児を学童クラブで受け入れ、支援を行います。	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	実施施設数(全学童クラブ22校)	22施設	数値維持継続型	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現した。(令和2年12月時点)	B	受け入れ態勢を整備しながら全校で実施していく。	22施設【22施設】	スクールスキップサポーターを全施設に配置し、障害児へのさらなる支援の充実を実現した。	A	受け入れ態勢を整備しながら全校で実施していく。	-	-	-	-	-			
計画事業	184	障害児通所支援事業	障害福祉課	将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進します。	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	適正な受給者証の発行数	597件	数値維持継続型	597件【597件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	A	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	513件【513件】 ・(内訳) ・児童発達支援262件 ・医療型児童発達支援2件 ・放課後等デイサービス231件 ・保育所等訪問15件 ・居宅訪問型児童発達支援3件【513件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き将来的な支援指針となる障害児支援利用計画の作成を推進し、適正な受給者証の発行を行う。	-	-	-	-	-						

具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【I】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ					
													令和2年度実績【I】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【I】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
⑥障害のある子ども、若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	185	障害者(児)日中一時支援事業	障害福祉課	施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行いサービス利用へつなぎます。	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	適正な受給者証の発行		87件	数値維持継続型		87件【87件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	A	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。	78件【78件】	支援計画に基づき、適正な受給者証の発行を行った。	B	引き続き施設や学校の保護者会等で事業に関する積極的な説明を行う。			
			計画事業	186	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	区内の保健、福祉、教育に関する関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようします。	区内の保健、福祉、教育に関する関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	発達障害者支援ネットワーク会議(専門部会含む)の開催		2~3回	数値維持継続型		3回【2~3回】	発達障害者支援ネットワーク会議は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催。専門部会を2回開催し、第2回は地域の社会資源4か所を部会が分散して見学し、連携の強化を図った。	A	令和2年度に引き続き、ネットワーク会議および専門部会を開催し、関係機関との連携強化を図る。	3回【2~3回】	発達障害者支援ネットワーク会議は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催。専門部会を2回開催し、第2回は地域の社会資源4か所を部会が分散して見学し、連携の強化を図った。	A	引き続き、ネットワーク会議および専門部会を開催し、関係機関との連携強化を図る。			
			計画事業	187	障害者サポート講座	障害福祉課	映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座とします。	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	区民ひろば等での講座開催		20回	数値上昇型		0回【4回】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区民ひろば等での開催は見送りとなったもの、としまテレビやYouTubeを通じた周知活動を実施した。	B	従来の区民ひろばやセンタースクエアでの開催に加え、区民ひろば等での開催を見送りとなったもの、としまテレビやYouTubeを通じた周知活動を実施した。	1回【4回】	広報としま、としまテレビやYouTubeを通じた周知活動のほか、区民ひろばにおいて講座を実施した。	B	当事者による講演会や映画上映会等、幅広い年齢層を対象とするイベントを実施するほか、広報誌や啓発物の作成を通じた理解促進を図る。			
			計画事業	188	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害者アート事業実施回数		5回	数値維持継続型		5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」(オンライン)、まるごとミュージアム、まちかど回遊美術館、Echika池袋「障害者アート展」、障害者アート教室を実施した。	B	令和2年度に引き続き、オンライン開催も含めた形での実施を検討していく。	5回【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」(オンライン)、まるごとミュージアム、まちかど回遊美術館、Echika池袋「障害者アート展」、障害者アート教室を実施した。	A	引き続き、オンラインの開催も含めた形での実施を検討すると共に、一部事業については実際の展示を行っている。			
			計画事業	189	余暇活動支援(ほっとサロン事業)	障害福祉課	就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を通じた場を提供し、就労の定着を目指します。	コロナ禍での安全な活動		月2回 年24回実施	数値維持継続型		16回開催(登録者22名) 【年24回】	新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下は開催を中止し、感染防止のため活動内容の見直しを行った。安全に留意しながら16回の活動を行った。	B	安全を第一に、郵便・電話などを利用し集まらぬ方法など、活動内容を工夫する。区との連携を強化する。	3回開催(登録者22名) 【年24回】	昨年度に引き続き、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言下は開催を中止し、感染防止のため活動内容の見直しを行った。安全に留意しながら活動を行った。	B	引き続き、安全を第一にしつつ、活動内容を工夫することで参加者の満足度を高めて行く。			
			計画事業	190	就労促進支援事業	障害福祉課	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就労定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことに関する具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけいきます。	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就労定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことに関する具体的なイメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけいきます。	就労前準備講座の開催		各年度3~4回程度実施	数値維持継続型		2回【3~4回】	10月と2月に開催。2月は緊急事態宣言期間中に重なったことから書面開催とした。	B	企業就労を目指している障害者が、企業で働くことについて具体的にイメージできるように、また、就労に向けた課題を明確にし、勤務を継続することを目標に今後の就労訓練に生かしてもらえよう。引き続き取り組んでいく。	3回【2~3回】	7月と10月と2月に開催。新型コロナウイルス感染症対策のため7月は書面開催とし、10月と2月はオンライン開催をした。	B	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、企業就労を目指している障害者が、企業で働くことについて具体的にイメージできるように、また、就労に向けた課題を明確にし、勤務を継続することを目標に今後の就労訓練に生かしてもらえよう。取り組みを強化していく。			
			計画事業	191	日曜教室(つばさCLUB)	学習・スポーツ課	中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう場をつくる。	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあう交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	日曜教室(つばさCLUB)実施回数		15回	数値維持継続型		0回【15回】	新型コロナウイルス感染症対策のため休止した。新型コロナウイルス感染症対策のため休止した事業自体は休止だったが、受講者あてに月に1回程度通信を発行してやり取りを重ねた。	C	新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、事業の継続を目指す。	3回【15回】(20%)	新型コロナウイルス感染症対策のため、年3回の活動となった。人数を半分に分け、月1回ずつの実施とし感染対策を講じながら実施した。	B	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため事業を継続を目指す。			
計画事業	192	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。	障害者の自立を促進するため、豊島区役所において就労体験を積む場所を提供します。区民が就労機会の拡大を図ることにより、区民や職員に障害者の雇用促進についての理解も深めていきます。	①任用人数 ②一般企業等への就職		①3名 ②契約年数満了までの就職	①数値維持継続型 ②-		①3名 ②1名	①障害福祉課にて就労支援専門員指導の下、事務補助、清掃等を実施した。図書館にて掲示物の作成、本の修繕等を実施した。 ②チャレンジ就業員3名のうち、1名が特例子会社へ就職した。	B	今後も引き続き本事業による障害者雇用を継続し、障害者の自立促進取組を。	①23名【3名】 ②1名【1名】	①障害福祉課にて就労支援専門員指導の下、事務補助、清掃等を実施。図書館にて掲示物の作成、本の修繕等を実施した。 ②チャレンジ就業員3名のうち、1名が民間企業へ就職した。	A	障害者雇用をさらに進める方針のもと、本事業による障害者雇用を活用し、障害者の自立促進取組を。						
⑥障害のある子ども、若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	193	マルチメディアデザインの充実	図書館課	子ども・若者の読書機会を提供します。	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデザインの活用により、読書環境を整備します。	マルチメディアデザイン等、発達段階に合わせた図書の提供	実施	-		検討	マルチメディアデザインといった画像・イラストを使い、視覚障害者も対象に含めた展示図書を行うことを検討した。	A	継続実施する。	検討	マルチメディアデザインといった画像・イラストを使い、視覚障害者も対象に含めた展示図書を行うことを検討した。	A	継続検討する。	不要			



具体的な取組			事業の概要						目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ					
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)	
の外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活するための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	重点事業	194	多文化共生推進事業	企画課(多文化共生推進担当)	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	外国籍等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国籍等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	連携団体(会議)数	1件	3件	20団体	数値上昇型	18団体 【18団体】	B	引き続き「日本語ネット」として参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティとの連携を進めていきます。また、令和2年度に実施した実態調査の結果を分析し、区の施策への反映を検討します。	18団体 【18団体】 (90%)	B	引き続き「日本語ネット」として参加し、外国籍等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニティとの連携を進めていきます。	必要	20団体	目標の指標を、会議体の件数から連携団体の数に変更したため。		
			計画事業	195	日本語指導教室	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	日本語指導の実施人数	-	-	32名	B	個に応じた指導や系統的指導の充実、学校との連携強化を図る。	14名	B	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える。							
			計画事業	196	日本語初期指導事業	教育センター	学校生活に適應できるようにする。	区立小・小・中学校に就学する帰国・外国籍児童・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適應できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	通訳者派遣の実施人数	-	-	64名	B	学校からの申請依頼に迅速に対応する。	42名	A	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。		A	学校からの申請依頼に迅速に対応する。				
			計画事業	197	外国籍の子どもへの学習支援	指導課	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援します。	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	日本語初期指導日本語学級日本語指導加配	-	-	-	-	A	今後も推進する。	-	A	今後も推進する。						
			計画事業	198	パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成	①文化観光課 ②広報課 ③学務課 ④土木管理課	①当課における「インバウンド事業の推進」については、外国人向けの魅力的な創出・発信、訪日外国人旅行者を増やすための広報・イメージ戦略等を行っている。 ②外国人の方が必要な情報をまとめたページを作成し、3言語(英語・中国語・韓国語)に翻訳したページを公開します。 ③外国籍の方への行き届いた教育の案内 ④交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。	①英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語によるインバウンド冊子の発行冊子数 ②翻訳ページのアクセス数 ③全てのパンフレット・通知の外国語版を作成する。 ④総合窓口課で転入手続きをした外国人に5言語で書かれた自転車の安全利用ガイドを配布し、自転車のルール・マナーを普及啓発する。	1外国にルーツを持つ子ども、若者が区内の魅力的な文化観光コンテンツの情報を母国語で入手できる。 ②55,000(令和2年度比約10%増) ③- ④約10,000枚	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③- ④数値維持継続型	①令和元年度末に、池袋のガイドマップ(英語版)、大塚、巣鴨、奥池袋のガイドマップ(英語版)を作成したため、令和2年度は未作成。 ②ページ内容の更新をした。 生活情報ページトップのデザイン改修をした。 区HPトップページからの導線をわかりやすくする。 ③外国籍の方等を対象とした通知について、日本語に加え英語・中国語を併記した。 ④ページ内容の更新をした。 生活情報ページトップのデザイン改修をした。 区HPトップページからの導線をわかりやすくする。	①コロナ禍前に発行したインバウンド冊子について、情報が古くなるものについては、再発行したイベント等で配布していく。 ②ページ内情報を最新のものに更新した。トップページのデザインにビジュアルを活用するなど、視認性を向上させた。 フクチン情報やコロナ情報のやさしい日本語ページを公開した。 ③外国籍の方等を対象としたアンケート調査において、日本語・英語・中国語の併記とともに、ホームページに他の5言語も掲載し、参照を促す手紙を同封した。 ④総合窓口課で外国人転入者に配布してもらった。	①アフターコロナ及びインバウンドの再開を見据え、また、DXの観点も踏まえながら、インバウンド冊子の改訂及び情報提供方法の検討を行っていく。 ②ページ内容の更新をする。生活情報ページ未端のデザイン改修。引き続きやさしい日本語ページの活用について検討する。 ③現在作成されていない外国語版/パンフレット・通知を抽出し、順次作成していく。											
計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実【再掲】	学務課	外国にルーツを持つ児童・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っています。	通訳サービスの周知	-	-	-	-	A	英語・中国語のみでなくその他の国への対応を検討する。(タブレットは12か国語に対応している。)	-	A	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。		A	より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を検討していく。						
⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。	就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。	計画事業	199	保護観察対象少年に対する就労支援事業	子ども若者課	社会経験の場を提供し、立ち寄り支援と再犯防止を図ります。	保護観察を受けている区内の青少年を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち寄り支援と再犯防止を図ります。	社会経験の場を提供し、立ち寄り支援と再犯防止を図ります。	-	-	-	B	対象者がいなかったことにより未実施となった。引き続き、社会経験の場を提供し、立ち寄り支援と再犯防止を図る。	-	B	面接まで実施したが、雇用には至らなかった。常に受入れ体制を整備し、保護観察所と連携を図った。		B	保護観察所に入受れ可能であること通知し、連携を図り、要請があった時に対応できるよう整備する。受け入れ体制を強化するために研修を受講予定。				
⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	非行や犯罪といった経験がある子ども・若者の社会に復帰を促進します。	就労機会の提供や、相談事業、更生保護に対する理解促進に取り組みます。	計画事業	200	社会を明るくする運動	子ども若者課	7月の強調月間を中心に運動のPRを行い、更生保護の意義について周知します。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務局等を行っています。	区内放送実施回数	12回(月・水・金)	12回(月・水・金)	数値維持継続型	12回(月・水・金) 【12回(月・水・金)】	B	7月の強調月間でのPRと中央大会「区民のつどい」は中止となったが、作文の表彰式のみ実施した。	13回(月・水・金) 【12回(月・水・金)】	B	コロナ禍のため中央大会「区民のつどい」は中止となったが、作文の表彰式のみ実施した。		B	引き続き7月の強調月間でのPRと中央大会「区民のつどい」で更生保護の意義について周知する。			
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援	子ども若者課	青少年の再犯率を低下させるためのサポートをします。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数	-	-	-	強調月間中に8回実施	B	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行う。	コロナ禍により中止	C	引き続き保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営支援を行う。						

具体的な取組			事業の概要							目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)】	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)		
⑤その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めます。	計画事業	202	女性の専門相談	男女平等推進センター	相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重症化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるための相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数		125件	数値上昇型	72件 【93件(DV23件(未末戦略、法律・こころ70件(主要な施策の成果)】	専門家による法律相談、こころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施する。	C	専門家による法律相談、こころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施する。	110件 【90件(DV20件、法律・こころ70件)】	専門家による法律相談、こころ相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施する。	B	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施する。DV相談は、夜間に実施する。					
			計画事業	203	緊急一時保護	子育て支援課	DV等で緊急に保護の必要のある女性(子)の安全を確保します。	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護の必要のある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	保護人数(含む)		80人	数値維持継続型	76人 【80人】	実績は目標値をやや下回ったものの、保護の必要のある女性に対して迅速に保護をおこない、自立まで見守った。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を行った。	A	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えたがより良い方法を考えていく。	52人 【80人】	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えたがより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、要保護者のニーズにあわせた対応に心がける。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えたがより良い方法を考えていく。緊急度、危険度にあわせ、要保護者のニーズにあわせた対応に心がける。	不要				
			計画事業	204	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	多様な人々の生き方や考え方に触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組めます。	-	-	-	-	-	-	映画の上映会「エポック10シネマ」を開催した。なお、コロナ禍のため定員を約半分に減らして実施した。	B	多様な人々の生き方に触れ、考える機会となるよう、映画の上映会「エポック10シネマ」を開催する。	-	-	・東京レインボープライド2021に協賛した。 ・人権展示をした。 ①鬼子母神「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間パネル展「誰かのことじゃない。」	A	・令和4年4月22日から24日「レインボープライド2022」ブース出展する。 ・令和5年度豊島区パートナーシップ制度導入5周年記念事業実施予定。			
			計画事業	205	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添い求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数			配置人数該当校・園に1~2人	数値維持継続型	4人 【4人】	必要とする学校・園へ会計年度任用職員(一部人材派遣)として看護師を配置した。	B	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。	4人 【4人】	必要とする園・学校へ会計年度任用職員(一部人材派遣)として看護師を配置した。	B	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園に看護師を配置します。				
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策【再掲】	健康推進課	差別偏見をなし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働した「ハートプロジェクト」の実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数(累積)			①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①74.3% 【70%】 ②2,850人 【3,000人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモの配布、②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援、③ゲートキーパー養成講座3回実施、④自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行った。	B	コロナ禍で新たな生活様式の変化に伴うストレスを軽減し、地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図る。	①74.3% ※3年に1回の調査であり、最新の数値を掲載 【70%】 ②2,995人 【3,000人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモの配布を、②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援した。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行った。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施した。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図る。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進する。				
			計画事業	135	青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接関与する事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコロナ・ジュ・サンドビクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保し「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組めます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数			200人	数値上昇型	142人 【150人】	(ジャンプ東池袋)冬休みに大学院生が昼食前後に相談会を開催した。(ジャンプ長崎)ビジュアルワークを実施し精神的に不安定な中高生への「プロ」専門員から職員への「ド」も実施した。	B	中高生の興味があるものから参加者を増やし、関係づくりをし、相談しやすい関係や環境を作っていく。	134人 【150人】	(ジャンプ東池袋)参加型即興劇を編劇し自己表現の場を設定した。また冬休みに昼食前後に大学院生による相談会を開催した。(ジャンプ長崎)ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくれた。	B	継続し実施。参加者が増えるような興味を持ちやすい働きかけを工夫。相談しやすい関係や環境作りをしていく。	不要			
⑤その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	相談窓口の設置や社会的な認知度向上のために啓発活動を進めます。	計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少数者の方への相談対応を進めます。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数		10回	数値上昇型	5回 【8回】	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施した。	C	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施する。	10回 【8回(区立中学校数)】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施した。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催した。 ・区内専修学校へデートDV相談周知カードを配布・設置協力依頼を行い、希望校へDV相談カードを配布した。	A	専門家による法律相談、こころ相談を昼、夜間それぞれに実施。DV相談は、夜間に実施する。					

(2) 相談体制の充実と情報発信

①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アスとしま)【再掲】	子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	①登録相談者数 ②相談者の状況		①99人 ②問題が重篤化した状況で緊り、継続支援になるケースが多い。	①登録相談者数：250名 ②問題が重篤化する前に、予防的に相談する人が増える。	①数値上昇型 ②-	①144人 【150人】 ②本人からの相談件数が家族からの相談件数を上回った。	情報提供としてアスとしまカードを公立小中学校の卒業生に配布し、区の公式ツイッターへの投稿も行った。意識啓発として、出前講座や中高生センターへの出張相談により相談へのハードルを下げる活動を行った。	B	予防的支援の取組を更に進める。公立高校や通信制高校で出前講座を実施し、公立小中学校では児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアスとしまへ直接相談できる仕組みを作り、気軽に相談体験をすることで、将来の重症化予防に努める。	①226人 【240人】 ②タブレットパソコンからのメッセージ導入により本人からの相談が増加した。	8月より公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからメッセージが送れるツールを作成し、気軽に相談できる体制を充実させた。情報提供としてアスとしまカードを公立小中学校の卒業時に配布し、区の公式ツイッターへの投稿も行った。	A	公立小中学校では児童生徒に貸与しているタブレットパソコンからアスとしまへ直接相談できるツールの周知を図る。LINEの自動応答機能による相談窓口の案内と情報発信を行う。	不要		
			計画事業	206	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作るための意見交換の場をつります。	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合コア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉包括化推進員部会の開催			12回	数値維持継続型	8回 【12回】	コロナ禍により開催数は目標に達しなかったものの、ひきこもりに係る窓口の実態調査を実施するなど、現所把握に努めた。	A	今年度はさらに事業を共有し、対策を練る具体的な体制作りをすすめる。	11回 【12回】	複合的な困難ケースに対し、各課連携を行い、適切な支援に繋がった。	A	これまでの蓄積から成功事例、失敗事例の分析を行い、各課窓口のスキルアップに資する事例集としてとりまとめしていく。			
			計画事業	207	健康相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	「健康相談(保健・栄養)」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。	実施回数			34回(健康相談(保健・栄養)24回、女性のための専門相談10回)	数値維持継続型	31回 【34回】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年間34回の予定のところ31回の実施した。(健康相談(保健・栄養)22回、女性のための専門相談9回)	B	継続して実施する。	29回 【34回】	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、年間34回の予定のところ29回(健康相談21回、女性のための専門相談8回)の実施をした。	B	継続して実施する。			



具体的な取組			事業の概要							目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	208	精神保健福祉相談	健康推進課 長崎健康相談所	こころの不調や病気について、適切に対処できるように支援します。	こころの不調や病気によって困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。	実施回数		専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回	数値維持継続型	専門医相談 17回 精神保健福祉士相談 10回 【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	精神科専門医による相談を年間17回、精神保健福祉士による家族相談を10回実施した。	B	継続して実施する。	専門医相談 17回 精神保健福祉士相談 10回 【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	新型コロナ感染症拡大の影響により、精神科専門医による相談を年間17回、精神保健福祉士による家族相談を10回実施した。	B	継続して実施する。			
			計画事業	209	消費生活相談事業	生活産業課	消費生活相談の充実を図り状況により弁護士による法律相談を実施します。	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関する場合は、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	相談事業の実施数 ①相談件数 ②ヤミサラ相談		①2,700件 ②25件	数値上昇型	①2,594件 【2,500件】 ②22件 【20件】	消費生活相談、ヤミサラ相談事業の実施をした。	B	相談が必要な人へ支援に関する情報の発信を実施する。	①2,382件 【2,500件】 ②10件 【20件】	消費生活相談、ヤミサラ相談事業の実施をした。	B	相談が必要な人へ支援に関する情報の発信を実施する。			
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	1歳の誕生日に合わせて訪問し必要な支援を提供する。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介を行います。また、子どもの1歳の誕生日に合わせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	ペースデー訪問件数		1,000件	数値維持継続型	917件 【1,000件】	絵本のプレゼントをきっかけとし訪問し支援の必要な親子へ支援を提供した。コロナ禍のため電話でも対応した。	B	昨年度同様、電話対応もしながら援助の必要な家庭への支援につなげる。	828件 【900件】	絵本のプレゼントをきっかけとし訪問し支援の必要な親子へ支援を提供した。コロナ禍のため電話でも対応した。	B	返答の無い家庭へのポストインの取り組み方を感染状況の変化に伴い対応する。			
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数 (全小中学校30校)		30校	数値維持継続型	30校 【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も推進する。	30校 【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、2校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も推進する。			
			計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、困難を有する子ども・若者やその家族への相談体制を充実させます。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身の相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②— 【②50件】	①— ②数値上昇型	①設置に向け検討 ②—	「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①設置に向け検討 ②—	「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②—	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②—
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数		20件	数値上昇型	15件 【7件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。	12件 【13件】 60%	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等検討していく。			
			計画事業	41	人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。		—	—	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全3件)	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全3件)	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。	7	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全7件)	B	コロナにおいても電話相談を継続する。			
			計画事業	43	子どもに関する相談事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面談、電話、Eメールなどで受けています。	東西子ども家庭支援センター相談件数		13,000件	数値上昇型	11,363件 【11,400件】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、来館せず、電話・メールでも相談できることをホームページやSNSで周知した。	A	些細なことでも気軽に相談できるよう、引き続き情報発信をし相談先としての周知に努める。	12,967件 【12,000件】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、来館せず、電話・メールでも相談できることをホームページやSNSで周知した。	A	引き続き、些細なことでも気軽に相談できるよう、引き続き情報発信をし相談先としての周知に努める。			
			計画事業	44	子どもからの専用電話相談【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数		10件	数値上昇型	1件 【2件】	フリーダイヤルの周知が不足しているため件数が少ない。	C	小学校4年生から中学生までに学校を通しフリーダイヤルの周知に努める。	4件 【3件】	SOSカードを配布し周知した。	B	児童相談所設置に合わせSOSカード再度作成予定。普及啓発を継続する。			
			計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようになります。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数		14,000件	数値上昇型	10,746件 【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、若年女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時の食料支援を実施した。	B	あらゆる機会をとらえ、相談につなげる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。	10,689件 【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を実施した。	B	あらゆる機会をとらえ、相談につなげる自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。相談につなげる場をできるだけ多く設定する。	不要		
			計画事業	60	乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数		42回	数値維持継続型	37回 【42回】	新型コロナ感染症拡大防止のため、年間42回の予定のところ37回の実施した。	B	継続して実施する。	41回 【42回】	新型コロナ感染症拡大の影響により、年間42回の予定のところ41回実施した。	B	継続して実施する。			
			計画事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減をはかります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	講座参加者数 (地域組織化)		6,000人	—	4,727人 【9,300人】	コロナ禍において①実施できなかった講座があったこと②感染予防から外出を控えている利用者があったこと③時期をずらして実施した講座の定員を減らしたことが重なり利用者数の増加には至らなかったが、感染拡大防止策をしながら実施したことで、子育ての仲間づくり支援につながった。	B	今後も様々な状況に柔軟に対応しつつ講座等の設定をし、地域での仲間づくりを支援する。	4,907人 【5,000人】	3年度もコロナ禍において実施できなかった講座があったものの、参加者は増加した。子育ての仲間づくり支援につながった。	B	引き続き、相談しやすい、地域での仲間づくりしやすい場の設定をしていく。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理																
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)】	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(H)】	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)		
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊婦・出産・子育てに関する心配事や様々な悩み、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠前から子育て期に関する相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数		5,000件	数値上昇型	3,414件 【4,800件】	コロナ禍により来所者数は減少したが、感染対策のための室内レイアウト変更や電話対応への注力を行った。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知を進める。	3,422 【3,500件】	コロナ禍が続き、全庁的な来所が必要ない見直しも必要。来所者数は構造的に減少した。今後も見据えてインフォメーションの情報発信強化のため、YouTubeの制作等を行った。	B	各種機会におけるインフォメーションの周知、SNS等による情報発信強化を進める。					
			計画事業	74	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」として位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数（1園あたり平均）		増加	数値上昇型	9.1人 【10人】	コロナ禍で地域の来園は限られていたが、中でも園見学などに来た方の登録や可能な範囲でイベント参加等も行った。	B	コロナ禍においても保育園の特色を活かした取り組みにより、在宅で子育て家庭等を支援していく。	17.3人 【15人】	感染対策を行いつつ、人数を絞ってのイベント開催、時間を絞っての園庭開放などを行った。コロナ禍においても登録者数を伸ばすことができた。	A	感染対策をしながら保育園の特色を活かした取り組みを行い、電話相談などにより「ウイズコロナ」時代の子育て支援を実施する。	不要				
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業【再掲】	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数		増加	数値上昇型 ②数値上昇型	①554件 【600件】 ②4件 【36件】	①数値上昇型 ②数値上昇型	コロナ禍において、在園児以外の家庭を保育園に招いた事業は実施できない状況が続いているが、個別に家庭の状況を確認するなど、保育園から家庭へのアプローチを行った。	B	コロナ禍において、保育園に招いての子育て支援事業実施は困難な状況が続いているが、個別に家庭の状況を確認するなど、保育園から家庭へのアプローチを行った。	①618件 【600件】 ②6件 【36件】	大規模なイベント開催を縮小するなかでも、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	感染状況や国の感染対策にも踏まえながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っている。	不要			
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	158	教育相談【再掲】	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対するの解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数		460件	数値維持継続型	412件 【460件】	コロナ感染予防対策として、相談時間短縮化のために申請書類をホームページに掲載し、事前ダウンロードできるようにした。また、学校・関係機関等との連携強化を行った。	B	新たな相談方法の導入を検討する。	395件 【460件】	令和3年度も緊急事態宣言が発出された影響もあり、要支援相談件数が減少傾向にあった。そのため、相談者のニーズにあわせて来所相談から電話相談に切り替えるなどの柔軟な対応を行ったため、年間相談件数は微減であった。	B	相談者ニーズの多様化にあわせて、オンラインやメール相談等の実施について検討する。					
			計画事業	174	発達支援相談事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	発達相談件数		5,200件	数値上昇型	4,556件 【4,800件】	コロナ禍であったが、できる限り開所し、指導や対応が切れることがないよう事業を実施した。発達相談：4,556件	B	引き続き、支援を必要とするお子さんとその家族の相談に応じ、助言・指導を行うとともに、関係機関との連携も行っていきます。	5,048件 【4,900件】	年間を通して開所した。イベントも感染防止に努めながらできる限り、実施した。	A	外部施設を借り、相談対応の枠を広げ、支援を必要とするお子さんとその家族へ早期の対応を行う。					
			計画事業	177	発達障害者相談窓口【再掲】	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容により、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の運営		相談者数180人	数値上昇型	171人 【150人】	発達障害者相談窓口において相談に応じ、適切な関係機関につなぐ。	B	関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。	206人 【160人】	区民向けに広報し、講演会実施時、関係機関向けに連携会議やリーフレット配布等で窓口の周知をし、幅広く相談に応じ、相談内容により、関係機関と連携をとった。	A	窓口の周知に努め、引き続き関係機関との連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなぐ。					
			計画事業	178	区立幼稚園幼児教育相談【再掲】	教育センター	-	区立幼稚園に在園する特別な支援を必要とする幼児を対象に、グループ活動によるソーシャルスキルトレーニング及び個別支援を行います。	-	-	-	-	R2事業休止	-	休止	-	休止	-	休止	-	-	-	-	-	-
			計画事業	180	巡回子育て発達相談事業【再掲】	子育て支援課 子ども家庭支援センター	施設職員が発達に課題のある子どもと適切に関わることができていることを目指します。	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスクップ、学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	巡回施設のべ訪問件数		500園	数値維持継続型	392園 【500園】	数値維持継続型	保育園、子どもスクップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。	B	昨年度同様、巡回心療訪問相談の実施依頼を積極的に受けていく。	495園 【450園】	保育園、子どもスクップ、学童クラブ、幼稚園を巡回し子どもの観察と施設職員にアドバイスを行った。	B	コロナ禍において感染状況に留意しつつ巡回訪問を実施し施設職員へのアドバイスと保護者相談対応を行う。				
			計画事業	201	更生保護サポートセンターの運営支援【再掲】	子ども若者課	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成します。	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費助成数		-	-	強調月間中に8回実施	-	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成した。	B	引き続き更生保護サポートセンターの運営経費を助成する。	コロナ禍により中止	保護司会の拠点となる更生保護サポートセンターの運営経費を助成した。	B	引き続き更生保護サポートセンターの運営経費を助成する。				
			計画事業	202	女性の専門相談【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口に関する情報発信を行い、被害等の重篤化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わる相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数		125件	数値上昇型	72件 【93件】	数値上昇型	72件 【93件】	専門家による法律相談、この相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施した。	C	専門家による法律相談、この相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施する。	110件 【90件（DV20件） 法律・この70件】	専門家による法律相談、この相談、DV相談を昼、夜間それぞれに実施した。	B	専門家による法律相談、この相談を昼、夜間それぞれに実施する。DV相談は、夜間に実施する。			
			計画事業	210	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	子ども若者課	SNSなどを活用し、支援が必要な子ども・若者に情報を届けます。	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	区公式ツイッターへの投稿数		12回 24冊	数値上昇型	4回 【4回】	数値上昇型	4回 【4回】	広報紙、ホームページ、SNS等で情報を発信し、大型ビジョンではアシスとしまのPR動画を放映した。	B	情報発信できるツールを開拓し、支援が必要な子ども・若者に情報がより届きやすくする。児童生徒に貸与されているタブレットパソコン内でアシスとしまの情報を発信する。	8回 【10回】	広報紙、ホームページ、SNSとしまテレビ等で情報を発信した。	B	広報紙、ホームページ、SNS、メルマガ配信等昨年度同様情報発信し、LINE活用により情報発信も行う。	必要	12回	出張相談会のツイッター投稿の担当が変更になったため。
			計画事業	211	子ども・若者支援者への情報提供	子ども若者課	ホームページやメルマガ等で情報発信します。	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	メルマガ登録者数		500名	数値上昇型	435名 【350名】	数値上昇型	435名 【350名】	支援者等へ情報発信のためのホームページの充実、メルマガ配信及び、人数制限をしようとする講演会を実施した。	A	ホームページ、メルマガ等で引き続き情報発信し、講演会に代わり、としまテレビの情報番組を通じて情報を発信する。	495名 【400名】	ホームページの内容を整理し分かりやすく、メルマガのバックナンバーもホームページに掲載し、過去の情報もみれるようにした。	A	ホームページ、メルマガ等で情報を発信し、としまテレビの情報番組を通じて若者支援についての情報を発信する。			
			①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども、若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	151	としまscope【再掲】 (令和3年度より、「わたしらしく、暮らせます。」推進事業に変更)	国際文化プロジェクト推進担当部長 企画課 (「わたしらしく、暮らせます。」推進室)	「わたしらしく、暮らせます。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、公民連携情報の発信などを行います。	Facebookフォロワー数 (R2.3現在1,909人)		2,400人	数値上昇型	2,003人 【2,000人】	数値上昇型	庁内のイベント情報およびFF協定事業の発信、としまscope記事情報の発信などを行った。	B	としまscopeの事業は終了したが、引き続き「わたしらしく、暮らせます。」をテーマに地域の情報や、公民連携情報の発信を行う。なお、令和3年度以降はより一層地域に密着した情報の発信を実施予定。	2,402人 【2,450人】	庁内のイベント情報およびFF協定事業の発信、としまscope記事情報の発信などを行った。	A	引き続き「わたしらしく、暮らせます。」をテーマに地域の情報や、公民連携情報などの発信を行う。令和4年度以降はより一層地域に密着した情報の発信を行う。		



具体的な取組			事業の概要					目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【I】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度				令和3年度				目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ		
													令和2年度実績【I】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【I】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
目標6「子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する」																							
(1) 地域の力の活用																							
①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援	地域の子ども・若者の支え手の育成や支援を推進します。	民生委員・児童委員や青少年育成委員等の子ども・若者を支援する活動を支援します。	計画事業	212	スポーツ推進委員事業	学習・スポーツ課	子ども・若者から大人までの幅広い世代の区民に対し、各種スポーツの実技指導やスポーツに関する指導を行い、区民のスポーツやレクリエーション活動への参加を促し、健康増進の一助とする。また、スポーツを通じて、子ども・若者世代の健全な育成を図る。	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽し（参加）できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じて地域コミュニティの場として、区内1か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	事業数		11事業	数値維持継続型	6事業【11事業】	都民大会予選、種目別選手権大会、レディース・スポレク大会、区民大会、都民体育大会代表選手派遣、レクリエーション団体事業	C	事業の継続を目指す。	9事業【11事業】	都民大会予選、種目別選手権大会、レディース・スポレク大会、区民大会、区民大会、都民体育大会代表選手派遣、秩父市親善交流大会、レクリエーション団体事業	B	スポーツ実施運の異なる向上のため、事業の継続を図っていく。			
			計画事業	213	民生委員・児童委員事業	福祉総務課	民生委員・児童委員が研修等で地域の現状や支援制度等を学び、子ども・若者を見守り・相談・支援活動を実施する。	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区に對し的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	①協議会開催数 ②支援活動の実施数		①年1回協議会を開催 ②年間10回の会議及び支援の実施。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①コロナ禍により、協議会の代替合同勉強会を実施。【年1回】 ②年間18回の会議及び支援の実施。【年10回】	①子ども協議会が中止になったが、代替として合同勉強会を実施し、児童委員の基礎や児童虐待、福祉制度や特別支援学級等について学ぶ機会を設けた。 ②各教育機関との協議会参加、支援活動や勉強会を実施した。	B	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施する。 ②主任児童委員による研修の機会を増やし、関係機関との連携をさらに深く、相談・支援活動を実施していく。	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施【年1回】 12月10日、参加者70人 ②年間13回の会議及び支援の実施。【年10回】	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施した。12月10日、参加者70人 ②各教育機関との協議会参加、支援活動や勉強会を実施した。	A	①児童委員、児童相談所及び学校等が集い、児童問題について協議会を実施する。 ②主任児童委員による研修の機会を増やし、関係機関との連携をさらに深く、相談・支援活動を実施していく。			
			計画事業	214	青少年育成委員会支援事業	子ども若者課	青少年育成委員会への補助金と、資質向上のための研修会を実施します。	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動を行っています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	青少年育成委員研修会等参加者数		200人	数値維持継続型	72人【200人】	コロナ禍のため一般公開せず、対象を育成委員とし講演会を実施した。	C	育成委員の資質向上のための講演会等を実施する。	—	コロナのため地域活動を優先するため、講演会を実施しなかったが、各地区青少年育成委員会に対して補助金の支出や「としまのいせい」を作成し発行した。	C	地域活動を優先しつつ、育成委員の資質向上のための事業を実施する。			
			計画事業	215	コミュニティソーシャルワーカー事業	福祉総務課	制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対して、民生委員・児童委員、青少年育成委員等の関係機関と連携して支援を行っていきます。	・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援などを行っています。 ・CSWは、区内8か所の区民ひろば(2~3名常駐)、相談対象、相談内容に関わらず、暮らしに関わることで、電話、訪問、来所、相談会等による個別相談支援を実施しています。 ※令和2年度より事業内容一部変更	ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する個別相談支援件数		2,467件	数値上昇型	1,814件【1,750件】	コロナ禍において生じた区民の不安や困りごとに対して、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化から、ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する相談件数は、前年度比236%と大きく増加している。	B	引き続き、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施する。	2,099件【1,977件】	コロナ禍において生じた区民の不安や困りごとに対して、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施した。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化から、ひきこもり、子育て・教育、虐待に関する相談件数は、前年度比115%と増加している。	B	引き続き、感染対策を十分に行いながら、相談支援活動を実施する。			
			計画事業	216	地域福祉サポーターの養成と推進	社会福祉協議会	地域住民による支えあい活動を実施することで、「おたがいま」の地域共生社会の実現を目指します。	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う。地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	地域福祉サポーター登録者数		500名	数値維持継続型	296名【500名】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、養成講座を中止した。登録している地域福祉サポーターに対しては、メールマガジンなどを通じ情報を発信した。	B	養成講座について、個人や少人数での実施や、オンラインでの実施を検討。感染拡大状況を踏まえながら、地域での「学びあい・支えあい」の地域支援活動の機会を提供する。	296名【500名】	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、養成講座を中止した。登録している地域福祉サポーターに対しては、メールマガジンなどを通じ情報を発信した。	B	養成講座について、個人や少人数での実施や、オンラインでの実施を検討。感染拡大状況を踏まえながら、地域での「学びあい・支えあい」の地域支援活動の機会を提供する。			
			計画事業	217	地域活動交流センター管理運営	区民活動推進課	さまざまな地域活動団体の活動及び交流を支援・促進し、地域力の向上及び地域の課題の解決を目指します。	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流の拠点として、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	施設利用人数(延べ)		2,700人【3,600人】	数値上昇型	1,338人【3,500人】	新型コロナ感染症感染防止対策を取り、安心安全な施設運営に取組みました。休館等利用制限の期間があり、利用者が昨年度の3,188人から減少しました。	C	地域活動交流センター運営協議会と連携し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、利用しやすい施設の運営に取組みます。	2,036人【1,800人】	新型コロナ感染症感染防止対策を取り、安心安全な施設運営に取組み、利用者は昨年度より増加しました。	B	地域活動交流センター運営協議会と連携し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、利用しやすい施設の運営に取組みます。			
②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	重点事業	218	子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」	子ども若者課	子ども・若者支援に関する活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組めます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	ネットワークイベント参加者数	244人	200人【400人】	数値維持継続型	44人【200人】	コロナ禍のため人数制限し「講演会」を実施した。支援者を対象とした「会議」はWEBと会場で実施し、パネルディスカッションとグループワークで意見交換を行った。	B	講演会に替えとしまテレビの情報番組を活用し広く情報を提供する。会議については2年度同様WEBと会場で実施する。	25人【200人】	ネットワーク「会議」は会場とWEBのハイブリッド形式で実施した。パネルディスカッションとグループワークで意見交換をおこなった。「講演会」はとしまテレビの情報番組で若者支援について情報発信した。	B	としまテレビの情報番組を活用し若者支援についての情報を発信する。ネットワーク会議はパネルディスカッションとワールドカフェ方式で意見交換する。	必要	200人	協議会設置要綱にある地域関係機関数は約60団体であり、地域のネットワーク構築を目的としているため。
②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども・若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	計画事業	219	若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	子ども若者課	子ども若者支援地域支援協議会を実施し、支援者間のネットワーク形成に努めます。	社会生活を営むうえで困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者支援地域協議会実施回数		4回	数値維持継続型	4回【4回】	青少年問題協議会2回 子どもの施策調整会議1回 実務者会議1回	B	2年度に引き続き実施する。地域支援団体とのネットワーク形成を更に図る。	6回【4回】	青少年問題協議会1回 子どもの施策調整会議1回 実務者会議4回(庁内会議1回、居場所会議3回)を行った。	A	昨年引き続き実施する。地域支援団体とのネットワーク形成を更に図る。			
			計画事業	220	生活困窮者自立支援事業(支援調整会議の開催)	福祉総務課	子どものいる世帯も含めた各世帯へ、具体的な支援を提供し、早期に困窮状態から脱するプランを提供するため、関係機関連携のもと支援調整会議を開催します。	子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わるくらしごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的に開催しています。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。	プラン作成数		500件	数値上昇型	446件【480件】	コロナ禍の影響を受けながらも、支援プランを提供し、困窮状態から脱するよう支援した。支援事業として、住居確保交付金も含まれており、都府県から件数が増えたと、件数を把握しなくても良いとの事情がある。	A	まだコロナ禍の影響を受けながらも安定した支援プランの提供を実施する。	406件【440件】	コロナの影響を受けつつも、安定した支援プランの提供を実施。支援プラン数は目標を下回ったものの、利用者状況に応じた作成を行っている。	B	コロナ禍ながらも経済活動は以前以上に戻りつつある今において、相談者の状況が早く好転するようにプラン作成における関係者間連携を強化する。			

具体的な取組			事業の概要							目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ						
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(H)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和4年度以降の取組の方向性(K)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)		
② 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成	子ども、若者支援に地域全体で取り組むためのネットワーク形成を図ります。	地域団体や事業者間の支援ネットワークを構築し、情報提供や活動を支援します。	計画事業	221	豊島区子育てネットワーク会議	子育て支援課 子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために提供する地域の子育て支援センターを積極的に活用し、情報共有・意見交換を行っています。	同じ地区の子育てに関する施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っています。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	出席施設数		225施設	数値上昇型		211施設 【210施設】	コロナ禍のため中止となった回数も多かったが、感染防止対策を徹底し実施できた。	B	新型コロナウイルスの状況により紙面開催も取り入れながら実施する。	126施設 【130施設】	Zoomでの実施を試みたが、参加の難しい施設もあった。	C	Zoomでの参加が難しい施設には出向いてもらうようし、情報共有や地域の活動支援を行う。				
			計画事業	222	中小規模公園活用プロジェクト	公園緑地課 企画課 国際文化プロジェクト推進担当部長 (「わたしらしく、暮らせるまち」推進室)	利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた活用方法を地域とともに検討・検証し、活動の支援を図ります。	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた新たな公園連携による活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。 ※令和2年度より事業内容一部変更	実施公園数		15園	数値上昇型		13園 【10園】	集約公園でのコミュニティガーデンの設置、千早フラワープラザ公園でのPARK TRAUCK運行等、計13園で実施した。	A	引き続き、PARK TRAUCKの運行、インクルーシブ遊具の設置やアーニチャーの設置を進める。SDGs事業として、園庭のない保育園向け、おもちゃ倉庫の活用を進めていく。	18園 【15園】	井戸端かいぎ、パークマルシェ、コミュニティガーデンの運用、PARK TRAUCK運行、おもちゃ倉庫の運用、インクルーシブ遊具の設置等、計18園で実施した。	A	引き続き、既存の取り組みを持続し、新たな公園にインクルーシブ遊具の設置やおもちゃ倉庫の設置を進めていく。				
			計画事業	223	地域・大学連携事業	指導課	区内大学や地域の企業等と連携し区立小・中学校の教育活動を活性化します。	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人との支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	区内全7大学との連携		区内全7大学との連携を強化				区内全7大学との連携	立教大と連携したイングリッシュキャンプの実施をした。立教大と連携したサイエンスワールドの実施をした。帝京平成大学等のインターンシップの受け入れをした。	B	今後もコロナ禍における連携を模索する。	区内全7大学との連携	立教大と連携したイングリッシュキャンプの実施をした。立教大と連携したサイエンスワールドの実施をした。帝京平成大学等のインターンシップの受け入れをした。	A	新たに東京国際大学も加え、区内大学との連携を今後も推進する。			
			計画事業	224	コミュニティ・スクール導入等促進事業	庶務課(教育施策推進担当課長) (計画策定時は指導課)	豊島区立学校にコミュニティ・スクールの導入を推進します。	学校、保護者、地域の方々とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	コミュニティ・スクール設置校数		8校 後期基本計画の目標値にあわせて5校→8校に修正。	数値上昇型			0校 【0校(令和2年度は本格設置に向けモデル事業を2校で実施)】	コミュニティ・スクール導入を推進するため、令和元年度に引き続き池袋本町小、千登世橋中、池袋本町小でコミュニティ・スクールを本格実施する。また新たに仰高小をモデル事業校に指定し、令和4年度の本格実施を目指す。	B	令和3年度は「豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン」を作成し、千登世橋中、池袋本町小でコミュニティ・スクールを本格実施する。また新たに仰高小をモデル事業校に指定し、令和4年度の本格実施を目指す。	2校 【2校】	豊島区学校運営協議会規則を策定し、コミュニティ・スクールを池袋本町小学校、千登世橋中学校に導入、仰高小学校に導入を決定した。また、コミュニティ・スクール事業検討委員会の検討を踏まえ、「豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン」を作成した。	B	令和4年度は池袋中学校、高南小学校をコミュニティ・スクール準備校に指定し、令和5年度の本格導入を目指す。			
			計画事業	225	地域子ども懇談会	放課後対策課	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	実施施設数 (全小学校22施設)		22施設	数値維持継続型			22施設 【22施設】	引き続き、開催方法を検討しながら、全校で実施していく。	B	引き続き、開催方法を検討しながら、全校で実施していく。	22施設 【22施設】	全22校で実施した。(内、対面実施2校)コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、対面での実施が困難な場合は、紙面開催で実施した。	A	引き続き感染対策を講じつつ、対面開催を基本に、全校で実施していく。			
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク【再掲】	子ども若者課	「としま子ども食堂ネットワーク」連絡会で情報提供等を行い、安全な運営のための研修会を実施します。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会化し、子ども食堂ネットワークへの情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	①としま子ども食堂ネットワーク連絡会実施回数 ②研修会回数		①3回 ②1回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型			①2回 【3回】 ②0回 【1回】	コロナ禍のため、連絡会は2回の実施となり、研修会は中止となった。	C	コロナ禍のため弁当や食材配付など、別の形で実施している子ども食堂が多い。引き続き連絡会または、それに代わる方法で情報提供、情報共有を図る。	①2回(2部制) 【3回】 ②1回(2部制) 【1回】	連絡会及び研修会は午前実施と夜間実施と内容で2回ずつ実施した。各子ども食堂の参加しやすい時間帯に参加出来るようにした。	B	各子ども食堂の参加しやすくするために、昨年同様同じ内容で2回実施する方法で連絡会及び研修会を実施する。			
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」【再掲】	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無科学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効果的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数		12回	数値維持継続型			6回 【12回】	昨年度の経験を活かし、ZOOMやビデオ会議など活用し、情報交換及び意見交換の場を定期的につくる。	B	昨年度の経験を活かし、ZOOMやビデオ会議など活用し、情報交換及び意見交換の場を定期的につくる。	12回 【12回】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、基本的にはZOOMを利用して開催した。	A	引き続き必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。			
			新規事業		SDGs達成の担い手育成事業	庶務課(教育施策推進担当課長)	学校を中心とした取り組みを通じて大人も子供もともに持続発展都市を作り上げる担い手を育成します。	区立小中学校全30校が保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を推進します。	区立小中学校全30校が保護者・地域・企業・大学などが協働でSDGs目標達成に向けた取組を継続的に実施する。			学校と保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを定着させる。					3年度からの取組事業のため実績・評価もなし		区立小中学校全30校が保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みを開始する。	A	学校と保護者、地域、企業等との連携によるSDGsの取り組みの支援の継続。				
③ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスへの意識を地域ぐるみで高めていきます。	企業や事業者に対する普及啓発や、認定制度などを実施します。	重点事業	226	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	男女平等推進センター	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	認定企業数	50社	95社から75社へ変更	数値上昇型	55社 【65社】	令和2年8月～10月まで認定申請を受け、11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定。令和3年1月に認定書授与を行った。	C	としまWLBネットワークミーティングを感染症対策実施の上で開催。産業団体や介護保険課とも連携し、認定制度のさらなる周知を図る。	56社 【60社】 (75%)	令和3年8月～10月まで認定申請を受け、11月にヒアリング審査を行い、12月に認定審査会を開催し、認定企業を決定した。令和4年1月に認定書授与を行った。	B	としまWLBネットワークミーティングを東京都との共催事業として開催。産業団体や介護保険課とも連携し、認定制度のさらなる周知を図る。	不要	75社	3月以降により区内中小企業の経営状況が厳しく、ワーク・ライフ・バランス認定申請が難しい状況であったため。		
			計画事業	227	企業・事業所への啓発事業	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスに関する講演や交流会を行い、区内企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた普及啓発を図ります。	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。							コロナ禍により、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングが中止となった。	D	感染症対策を講じた上で、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを開催し、区内企業への情報提供・啓発を行う。		としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングをオンラインで開催し、「ハラスメント対策」をテーマに区内企業へ情報提供・啓発を行った。	B	東京都との共催事業として、としまワーク・ライフ・バランスネットワークミーティングを開催し、区内企業への情報提供・啓発を行う。				
			計画事業	228	ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会を実施し、地域全体でワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけを作ります。	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。							区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催。コロナにより、定員を減らして開催した。	C	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催する。		区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催。コロナにより、定員を減らして開催した。	B	区民・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する意識を高めるために、ワーク・ライフ・バランスフォーラムを開催する。				
			計画事業	229	モデル事業としてのワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	すべての職員がそれぞれの生活環境に応じた、よりよい「働き方」と「キャリアプランの形成」に取り組めます。	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	①年間20日の年次有給休暇の取得率 ②男性職員の育児休業等の取得率 ③管理職に占める女性の割合		①80% ②50% ③30%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型			①70.4% 【80%】 ②52.2% 【50%】 ③22.1% 【30%】	令和元年度末に特定事業主行動計画を改定。計画に沿って、各事業を実施した。	B	数値的な女性活躍ではなく、誰もが自らの能力を発揮する本質的な女性活躍としての取り組みについて、検討や実施する。	①75.2% 【80%】 ②54.2% 【50%】 ③21.2% 【30%】	①個人目標、達成シートの活用した。②育児休業の取りやすさ環境づくりを義務づける条例改正を実施した。③女性副区長のインタビュー記事掲載するなど、管理職を目指すハードルを下げる取組を実施した。	B	①、③引き続き、継続して取り組みを実施する。②育児休業の分割取得を可能とするなど、さらに使いやすい制度となるよう改正を予定。			



具体的な取組			事業の概要							目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度				令和3年度				目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ		
													令和2年度実績【】内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【】内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
<b>(2) 安全・安心な社会環境の整備</b>																							
①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進	子育て家庭に優しい住まいや生活の実現を図ります。	ファミリー層向けの住環境施策等を実施します。	重点事業	230	子育てファミリー世帯への家賃助成事業	福祉総務課(計画策定時は「住宅課」)	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	新規家賃助成数	30件 ※貸助成総件数123件	60件	数値上昇型	41件【40件】	福祉分野との連携強化のため、事業の所管を令和3年度より保健福祉部に移管した。	B	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行う。豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施する。	56件【45件】	ホームページ、子育て情報ハンドブックでの周知を行った。豊島区居住支援協議会等の関係団体を通じた周知を図り、継続して事業を実施した。	A	令和4年4月1日、助成要件を一部緩和した。引き続き周知を行い、継続して事業を実施する。	不要	—	—
			計画事業	231	空き家活用推進事業	住宅課	空き家の利活用の推進により、ファミリー層向けの住まい環境を提供します。	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動(多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等)をした団体とマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	地域貢献型空き家利活用事業の事業化件数(累計)	8件	数値上昇型	3件【3件】	広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。	B	空き家の活用事例を空き家オーナーに周知することにより、空き家の登録件数や、空き家の活用を希望する団体とのマッチングの機会を増やし、民間で空き家活用に取り組んでいる人達の連携を強化していきます。	0件【3件】	広報としま、区ホームページ、空き家セミナー開催等を通じて、広く空き家オーナーに事業の周知・啓発を行った。	C	空き家の活用事例を空き家オーナーに周知することにより、空き家の登録件数や、空き家の活用を希望する団体とのマッチングの機会を増やし、民間で空き家活用に取り組んでいる人達の連携を強化していきます。	—	—	—	
			計画事業	232	近居・多世代同居の推進	住宅課	親子で支え合いながら子育てできる住まい環境を促進します。	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	同居・近居する場合の住み替え支援制度の構築	—	—	—	—	他区の状況を調査・検討した。	B	住宅マスタープラン(平成31年3月)において同居・近居支援について検討するとしており、支援制度の構築に向けて引き続き検討を続けます。	—	他区の状況を調査・検討した。	B	住宅マスタープラン(平成31年4月)において同居・近居支援について検討するとしており、支援制度の構築に向けて引き続き検討を続けます。	—	—	—
			計画事業	233	公共施設の赤ちゃんスペース設置・周知	子育て支援課	安心して赤ちゃんと一緒に過ごせるようサポートします。	安心して乳児を連れて外出ができるよう、区民ひろばや子ども家庭支援センター等の地域の公共施設に、授乳やおむつ交換ができるスペースを設置し、周知します。	設置済み区立施設数	30施設	数値上昇型	27施設【27施設】	区ホームページの更新、ステッカーの貼り替えなどにより周知を実施した。	C	設置施設増加に向け、関係部署への事業周知等を実施する。	27施設【28施設】	地域区民ひろば1施設が加わったが、民間施設は1減となったため、施設数の増加には至らなかった。	B	引き続き設置施設増加に向け、関係部署への事業周知等を実施する。	—	—	—	—
②有害環境等への対応	子ども・若者に有害な環境への対策を推進します。	インターネット利用や薬物乱用防止に関する教育・普及啓発に取り組めます。	計画事業	234	薬物乱用防止教育	指導課	薬物乱用防止に関する学習及び教員研修を実施します。	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	小学校6年生、中学校3年生での授業の実施数	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施【年1回以上】	地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前の授業の実施をした。薬剤師による薬の正しい服用等についての学習を実施した。	B	今後も推進する。	年1回以上、小学校6年生、中学校3年生での授業を実施【年1回以上】	地域活動団体による薬物の危険性を訴える出前の授業の実施をした。薬剤師による薬の正しい服用等についての学習を実施した。	B	今後も推進する。	—	—	—	—		
			計画事業	235	情報モラル教育	指導課	情報ネットワーク社会に対応した児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育を充実します。	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	SN Sルールの年一回の見直し情報モラル教室の全校実施	—	—	SN Sルールの年一回の見直し情報モラル教室の全校実施	B	今後も、児童生徒のSN Sの利用状況や自主的なルールの実践を各校で実施した。	SN Sルールの年一回の見直し	小中学校における児童会や生徒会活動の中での自主的なルールの実践を各校で実施した。	B	今後も推進する。	—	—	—		
			計画事業	236	PTAと連携した「SNSルール」の活用	庶務課	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、周知をする。	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験をもとに改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底します。	—	—	—	R2事業統合	事業No235「情報モラル教育」と事業統合	統合	—	—	—	—	—	—	—	—	
③防犯・事故予防の推進	犯罪や事故を防ぐまちづくりを進めます。	道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組めます。	計画事業	237	不健全図書等規制対策事業	子ども若者課	不健全図書等規制対策事業を実施し、環境浄化活動を行います。	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書等規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	不健全図書等の自動販売機設置数	0件	数値維持継続型	0件【0件】	不健全図書等規制の自動販売機調査を実施し、環境浄化活動を行った。	B	東京都からの依頼に基づき引き続き調査を実施し、環境浄化活動に努める。	0件【0件】	不健全図書等規制の自動販売機調査を実施し、環境浄化活動を行った。	A	東京都からの依頼に基づき引き続き調査を実施し、環境浄化活動に努める。	—	—	—	
			計画事業	238	子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発	健康推進課 長崎健康相談所	子どもの事故予防について見て、触れて、学べる場を提供します。	子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるため、保護者・関係者が家庭内の事故予防について見て、触れて、学べる場を提供しています。(家庭内の事故：台所でのやけど、浴槽での溺水、ベランダからの転落等)	来所数	6,500人	数値維持継続型	6,472人【6,500人】	家庭内を再現したコーナーに、子どもの不慮の事故予防に関するパネルや資料を展示し、普及啓発を図った。	B	継続して実施する。	7,666人【6,500人】	家庭内を再現したコーナーに、子どもの不慮の事故予防に関するパネルや資料を展示し、普及啓発を図った。	A	継続して実施する。	—	—	—	
			計画事業	239	安全・安心パトロールの実施	防災危機管理課	区内の治安を維持します。	区民の安心感を確保するため、区内全域を青色防犯パトロールカーでパトロールします。登下校時の通学路監視の他、小学校、保育園、子どもキャンプ等の施設にも立ち寄りなど見せる防犯活動を行います。	(区内の犯罪発生件数の減少を目標に。)区内の刑法犯認知件数	1,500件	数値下降型	3,193件【3,500件】	各種環境浄化パトロールの実施をした。	A	区民と行政が一体となった各種治安対策の実施をする。	3,191件【3,000件】	各種環境浄化パトロールの実施をした。東京都と共同で、コロナ蔓延防止のための呼びかけを実施した。	B	区民と行政が一体となった各種治安対策の実施をする。	不要	—	—	
			計画事業	240	小学校児童の通学路安全対策の推進	学務課	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	通学路防犯カメラの設置数	小学校1校区あたり10台(計220台)	数値上昇型	185台【185台】	小学校7校のカメラについて、学校・地域関係機関と連携し、設置箇所を検討し、5台ずつ増設した。	A	小学校7校のカメラについて、学校・地域関係機関と連携し、設置箇所を検討し、5台ずつ増設した。	210台【210台】	小学校7校のカメラについて、学校・地域関係機関と連携し、設置箇所を検討し、5台ずつ増設した。	A	老朽化しているカメラの取替を検討する。	—	—	—	
計画事業	241	学校安全安心事業	学務課(計画策定時は「庶務課」)	通学路合同点検の計画的に実施します。	通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。	3年に一度通学路合同点検の実施校数(全校)	7校	数値維持継続型	7校【7校】	小学校7校において通学路合同点検を実施し、安全確保に努める。	B	引き続き、継続して合同点検を実施し、安全確保に努める。	22校【7校】	千葉県八街市での事故を受けて、緊急的に全小学校の通学路を点検した。	A	引き続き、継続して合同点検を実施し、安全確保に努める。	—	—	—				

具体的な取組			事業の概要						目標管理																	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ							
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)			
③防犯・事故予防の推進	犯罪や事故を防ぐまわりの取組を進めます。	道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組まします。	計画事業	242	安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)	庶務課(教育施策推進担当課長)(計画策定時は「指導課」)	コミュニティスクール活動と運動し、インターナショナルセーフスクールの取組を拡大します。	インターナショナルセーフスクール認証校のノウハウを生かし、8つの中学校ブロックを中心とした普及・啓発を推進する。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。	インターナショナルセーフスクール認証校数			10校	数値維持継続型	8校【10校】	新型コロナウイルスの影響で新規認証取得を延期せざるを得なかったが、認証校、認証準備校ともに活動を継続した。	B	令和3年度のさくら小、千川中の認証取得により、各中学校ブロック1校以上の認証取得を達成。今後は、コミュニティスクールと運動し、インターナショナルセーフスクールの取組の拡大を目指す。	10校【10校】	令和3年度はさくら小、千川中の認証取得により、各中学校ブロック1校以上の認証取得を達成した。	A	コミュニティスクール導入と運動しながら、認証校10校を中心に、インターナショナルセーフスクール活動のノウハウを生かした「安全・安心な学校づくり」を全校で推進し、子どもの危険回避能力の育成や見守り体制の充実を図る。					
			計画事業	243	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	学務課 放課後対策課	区立小学校全校において入退室システムを導入し、児童・保護者の安全と安心を向上させます。	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	通知配信校数			区立小学校22校	数値維持継続型	22校【22校】	区立小学校1年～3年、学童クラブ児童の保護者に、無償で入退室メール通知を配信した。事業が好評のため、区の予算以外に有料でも実施してほしいとの声があり、令和3年度からは、学童クラブ児童以外の保護者や小学4年生以降の生徒についても有償で実施した。	A	区立小学校入退室システムの運用及び校庭改修に応じたシステムの修繕をする。	22校【22校】	放課後対策課 区立小学校入退室システムの運用及び校庭改修に応じたシステムの修繕をする。	A	学務課 継続して安全確保に努める。					
			計画事業	244	交通安全施設整備事業	道路整備課	区道の交通安全を回るため、道路標識、ガードレール、転落防止柵等の交通安全施設の設備及び維持管理を行います。	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行う。	-	-	-	-	35箇所 1.6Km	-	自転車ストップマーク等：31箇所、防護柵等(横断抑止)の設置・改修：4箇所、区画線の整備：1.6km バトロールや依頼によってその都度修理するため、令和2年度目標値はなし	B	引き続き、安全確保・安全対策を行う。	174箇所 1.2Km	自転車ストップマーク等：174箇所、防護柵等(横断抑止)の設置・改修：12箇所、区画線の整備：1.2km バトロールや依頼によってその都度修理するため、令和3年度目標値はなし	B	引き続き、安全確保・安全対策を行う。					
③防犯・事故予防の推進	犯罪や事故を防ぐまわりの取組を進めます。	道路や公園における安全な環境整備や、事故予防に関する普及啓発に取り組まします。	計画事業	245	交通安全対策事業	土木管理課	交通事故予防のため、交通安全の普及啓発を行います。	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	-	-	-	-	-	-	区民ひろばで交通安全研修を実施した。高齢者対象23回485名参加した、子育て世代対象20回438名参加した。	B	継続して実施する。	-	区民ひろばで交通安全研修を実施した。高齢者対象18回340名参加、子育て世代対象16回345名参加した。	B	継続して実施する。					
			計画事業	246	中学校自転車安全教室(スクエア・ストリート授業)	土木管理課	交通事故予防のため、区立中学校で自転車安全教室を行います。	事故の恐ろしさや交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	-	-	-	-	-	-	令和2年11月13日西巣鴨中学校でスクエア・ストリート授業を実施した。	B	継続して実施する。	-	令和3年4月27日池袋中学校・令和3年5月6日駒込中学校・令和3年6月2日巣鴨北中学校でスクエア・ストリート授業を予定していたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令により中止した。令和3年12月11日西池袋中学校・令和4年3月8日千川中学校でスクエア・ストリート授業を実施した。	B	継続して実施する。					
			計画事業	247	自転車ヘルメット普及啓発事業	土木管理課	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子ども用自転車ヘルメットの購入を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	自転車の転倒事故による頭部の受傷を防ぐため、子ども用自転車ヘルメットの購入を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	幼児児童用ヘルメット購入補助数			579個 590個	数値上昇型	563個【565個】	幼児児童用563個、親子自転車安全利用教室参加者対象幼児児童用18個、自転車ヘルメットの購入助成した。	B	継続して実施する。	532個【575個】	幼児児童用532個、親子自転車安全利用教室参加者対象幼児児童用6個、自転車ヘルメットの購入助成した。	B	継続して実施する。					
			計画事業	248	高齢者安全運転支援装置設置促進事業	土木管理課	交通事故予防のため、高齢者の安全運転支援装置の購入を支援します。	高齢者の運転する自動車事故を防止し、区民の安全と安心を図る目的として、高齢者が安全運転支援装置新に購入及び設置した場合に要する経費の一部を補助します。	-	-	-	-	-	-	数値維持継続型	-	高齢者安全運転支援装置37台購入の助成をした。	B	補助条件である東京都の補助事業が令和3年度までで終了することに伴い、当事業も終了予定。	-	広報及びホームページに掲載した。また、区内100箇所の掲示板に3回の掲示をした。区民ひろばにおける高齢者交通安全研修会にチラシ配布を行い周知を行ったが、補助申請件数はゼロであった。	B	補助条件である東京都の補助事業が令和3年度までで終了したことに伴い、当事業も終了した。			令和3年度で事業終了。
			計画事業	249	公園等防犯カメラ整備事業	公園緑地課	公園等における安全対策の強化を図ります。	死角の生まれやすいトイレのある公園から優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園等全施設に設置(89公園 62児童遊園 2森)			8施設に設置	数値上昇型	6施設に設置【8施設に設置】	中池袋公園に2基、谷端川南緑道、雑司が谷1丁目公園、権名町公園、千早4丁目公園、千川児童遊園にそれぞれ1基を設置した。	B	区民からの要望や、犯罪発生の可能性の高い公園等の状況を踏まえ、優先度の高い施設から設置を進めていく。	8施設に設置【10施設に設置】	上池袋中央公園、谷端川南緑道、池袋ふれあい公園、池袋第二公園、池袋公園、谷端川北緑道、池袋駅北口公衆便所前、駒込公園、北大塚公園、高田中央三丁目公園にそれぞれ1基を設置した。	A	区民からの要望や、犯罪発生の可能性の高い公園等の状況を踏まえ、優先度の高い施設から設置を進めていく。					



具体的な取組			事業の概要						目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和2年度			令和3年度			目標値(令和6年度)見直し ※重点事業のみ				
													令和2年度実績【内は令和2年度目標値(H)	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)	主管課評価(J)	令和3年度以降の取組の方向性(K)	令和3年度実績【内は令和3年度目標値(h)	事業目標に資する令和3年度の取組内容(i)	主管課評価(j)	令和4年度以降の取組の方向性(k)	見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直しの理由(N)
<b>(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり</b>																							
①文化・芸術に親しむ環境づくり	アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。	子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。	重点事業	250	トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営	文化観光課	豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。	トキワ荘マンガミュージアム及び関連施設年間来館者数(後期基本計画との整合性の問題から「関連施設」に修正)	設置に向けて検討中	180,000人	数値上昇型	69,717人【100,000人】	コロナ禍で開館予定日が遅れ、令和2年7月7日に開館した。人数制限等により実績値は目標に及ばなかったものの、「開館記念企画展 漫画少年とトキワ荘」や「トキワ荘のアニメ 寺田ヒロオ展」などの企画展を開催し、マンガ・アニメ文化の発信に努めた。	A	年3回 特別企画展開催する。	54,399人【120,000人】	「トキワ荘と手塚治虫」「トキワ荘の少女マンガ」「鉄腕アトム」などトキワ荘ゆかりの特別企画展を開催した。区内小中学校にふるさと学習」での来館を促し、16校・53クラス・児童1,581名が来館した。しかしながら、コロナ禍によるインパウンドの影響をあり、目標には及んでいない状況となっている。	A	年3回 特別企画展開催する。区内小学4年生を対象に「ふるさと学習」としての来館を促す。また、11月に開館予定の(仮称) 昭和歴史文化記念館との連携し回遊性の向上に取り組む。	不要	—	—
			計画事業	251	トキワ荘通りお休み処の運営	文化観光課	トキワ荘マンガミュージアムと連携してマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	来館者数		29,000人	数値上昇型	19,934人【25,000人】	トキワ荘マンガミュージアムの開館に合わせ、ミュージアムのショップ機能を補完し、ミュージアムからお休み処への人の流れの創出した。	B	トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点として、トキワ荘マンガミュージアムと連携し回遊性の向上に取り組む。	15,766人【26,000人】	トキワ荘マンガミュージアムとの連携し回遊性を創出した。	B	トキワ荘ゆかりの地など地域の魅力を発信する拠点として、トキワ荘マンガミュージアムや11月に開館予定の(仮称) 昭和歴史文化記念館と連携し回遊性の向上に取り組む。			
			計画事業	252	芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	文化デザイン課	子どもたちに良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。	国際アート・カルチャー都市のシンボルである芸術文化劇場(東京建物 BrilliaHALL)の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	劇場来場者数		150,000人	数値維持継続型	75,351人【150,000人】	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、貸出の休止や座席数の制限を設けたため、来場者数が減少した。	B	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、良質な舞台芸術を提供できるような安定した施設運営・事業実施を行う。	228,183人【150,000人】	新型コロナウイルス感染症の拡大により、都度迅速で適切な対応を行った。利用者数については、コロナ禍においても目標値を達成した。	A	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、良質な舞台芸術を提供できるような安定した施設運営・事業実施を行う。			
			計画事業	253	舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	文化デザイン課	子どもたちに舞台芸術の創造、発信の機会を提供することで、舞台芸術の担い手の育成を図ります。	舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が交流する機会を提供します。	劇場来場者数		60,000人	数値維持継続型	15,966人【65,000人】	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、貸出の休止や座席数の制限を設けたため、来場者数が減少した。	B	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、舞台芸術の担い手の育成のため、安定した施設運営・事業実施を目指す。近隣に類似施設ができたことにより、施設毎のすみ分けが課題となっており、一定の人数を継続して確保する必要があります。	36,706人【60,000人】	新型コロナウイルス感染症の拡大により、都度迅速で適切な対応を行った。利用者数については、コロナ禍であることから目標値を達成することができなかった。	B	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、舞台芸術の担い手の育成のため、安定した施設運営・事業実施を目指す。近隣に類似施設とのすみ分けや設備の更新が課題である。			
①文化・芸術に親しむ環境づくり	アート・カルチャーによるまちづくりを推進します。	子ども・若者がまちの中で文化芸術に触れ、親しむことのできる環境を整備します。	計画事業	254	池袋西口公園野外劇場管理運営事業	文化デザイン課	子どもたちが身近に本格的な文化芸術に触れられる機会を提供します。	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場(GLOBAL RING THEATRE)を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	野外劇場利用日数		200日	数値上昇型	27日【30日】	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための貸出休止により、来場者数が減少した。	B	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、本格的な文化芸術に触れられる環境を整備する。	66日【80日】	新型コロナウイルス感染症の拡大により、都度迅速で適切な対応を行った。利用日数については、コロナ禍であることを踏まえると概ね順調である。	B	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、本格的な文化芸術に触れられる環境を整備する。			
			計画事業	255	池袋モンパルナス回遊美術館事業	文化デザイン課	池袋モンパルナス回遊美術館事業により、美術作家だけではなく、子どもたちが表現する機会を提供していきます。	「街のどこも美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	子どもの作品の展示プログラム数		4プログラム	数値維持継続型	3プログラム【4プログラム】	緊急事態宣言が発令され、会期を12月末まで延長し、開催しやすした。	B	実際の展示とオンライン公開の両面の取組を進めていく。	2プログラム【4プログラム】	コロナのため、会期を1月まで延長した。	C	感染状況にもよるが、ウイズコロナでの開催を進めていく。			
			計画事業	256	「フェスティバル/カーニバル」開催事業 東京芸術祭開催事業	文化デザイン課	子どもの頃から身近に演劇があり触れることのできる、演劇のまちとしての魅力を発信します。	国際アート・カルチャー都市の基幹事業として関係団体、地域と連携を図りながら、東京芸術祭、あうるすぽっと、街なかの施設等を中心に国際的な舞台芸術祭を開催し、演劇のまちとしての魅力を発信します。	プログラム数及び参加人数		①25プログラム ②14万人程度	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①45プログラム【25プログラム】 ②9万人程度【10万人程度】	コロナ禍においても事業を中止することなく、オンライン配信や密を作らない上演スタイルで工夫し実施した。	B	「ひらく」「きわめる」「つなげる」をコンセプトに、野外劇や街なかでのパフォーマンスなど、劇場にとられない形態で実施。誰にでも開かれた、多様な人々々のための居場所としての芸術祭を目指す。	①36プログラム【25プログラム】 ②6.3万人程度【10万人程度】	前年度以上に新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組み、子どもに限らず幅広い世代に向け、コロナ禍における新しい舞台芸術祭のあり方を追及した。	C	当初からの東京芸術祭のコンセプト「ひらく」「きわめる」「つなげる」を意識した事業運営で、演劇やダンス、アートプロジェクト、映像配信、人材育成事業に取り組む。			
			計画事業	257	庁舎まるごとミュージアム運営事業	文化デザイン課	展示空間を利用し、子どもたちに豊島区の文化芸術を紹介するとともに、各課と連携し、子どもの作品展示、また権利等についての展示を随時、実施しています。	本庁舎を美術館や博物館のような空間に演出し、3階から9階の通路部分の壁面を使用した展示を行い、区の文化資産の紹介や区の重点施策等の情報をわかりやすくタイムリーに掲示して、区民・来庁者に発信します。	子ども関連展示回数		5回	数値維持継続型	4回【5回】	コロナ感染拡大により、展示企画を中止せざるを得ないものがあつたが、概ね予定通り展示が実施された。	B	コロナ感染下において、密を避けるために、展示広告を大々的に呼びかけることができず、学校等での展覧会の機会も減少傾向にあるため、感染予防を踏まえた展覧会を呼びかけ、展示を継続する。	5回【4回】	子どものみを対象とするものでなく、老若男女問わず対象とする展示が多く、概ね予定通り展示が実施された。	A	コロナ感染予防を継続しつつ、当ミュージアムから豊島区、また文化芸術施設への回遊性、またあらたな「知」を発見できる展示空間として、さらなる企画を展開していく。			
			計画事業	258	熊谷一美術館の運営	文化デザイン課	子どもたちが美術文化を享受することにより、文化の向上と豊かな地域社会の形成を図ります。	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。	観覧者数(有料展示入室者)		6,800人	数値維持継続型	3,820人【9,200人】	コロナ禍において事業の中止もあつたが、迅速で適正な対応を行った。また他団体との事業協力により地域に対する社会貢献が達成できた。	B	コロナ禍においても、区立美術館として、区や地域との連携や地域貢献により密な運営を検討していく。社会状況が変化するとともに一定の来館者数を確保することが直近の課題である。	6,070人【6,800人】	コロナ禍において事業の中止もあつたが、迅速で適正な対応を行った。利用者数については、コロナ禍であることを踏まえると概ね好調といえる。	B	新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、施設運営・事業実施を行う。区立美術館として、区や地域と連携することで社会貢献を果たしていく。			
新規事業	新規	IKE-CIRCLEによる文化・観光情報発信	文化観光課	豊島区の文化と観光などの情報を集約して発信することで、区内外に豊島区の魅力をPRする。	「文化」「観光」「交流都市」の3つのカテゴリに仕分けた情報をWebサイトで公開する。	アクセス数		50,000 100,000	数値上昇型	構築中のため未計測	構築およびページの作成をした。	B	IKE-CIRCLE内で紹介する文化関係の団体数を順次、増やしていくとともに観光情報発信についても様々なパートナーシップのなかで積極的に発信する。	124,814【50,000】	JIMO-Toshimaによる区民ライターを活用した地域の魅力の掘り起こしを実施した。	A	引き続きJIMO-Toshimaによるページ作成を行い、掲載している情報量を拡充する。	必要	100,000	令和3年度実績により令和6年度の目標値を変更する。			